

設置の趣旨等を記載した書類

九州大学大学院工学府

化学工学専攻

目 次

1. 設置の趣旨及び必要性	1
2. 学府・専攻の特色	9
3. 学府・専攻の名称及び学位の名称	13
4. 教育課程の編成の考え方及び特色	13
5. 教員組織の編成の考え方及び特色	16
6. 入学者選抜の概要	16
7. 教育方法及び修了要件	20
8. 施設、設備等の整備計画	34
9. 管理運営	35
10. 自己点検・評価	36
11. 情報の公開	38
12. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等	38
13. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制	39

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 社会的背景

工学は、体系化された専門分野（機械工学、電気電子工学、土木工学、材料工学、化学工学、応用化学、資源工学、航空宇宙工学、船舶海洋工学、原子力工学、建築学などのディシプリン）を確固とした基盤としながら、総合科学として、工学諸分野はもとより、理学及び人文社会科学の境界を越え、人類社会が直面する諸課題に向き合い、複合的な境界条件の下での最適解を先見性をもって見出し、人類の暮らしをより豊かにすることに不断に挑んできた。

しかし、地球温暖化をはじめとする地球規模の環境問題、エネルギー問題、食糧問題、少子高齢化問題など、我々はこれまでに経験したことのない深刻な危機に直面している。また、科学技術の急速な進展によって、既存の職種の多くがロボットやAIに取って代わられ、産業構造が激変する予測困難な時代が到来しようとしている。これらの危機を直視し、科学技術のさらなる進展を通して課題解決を目指していくためには、従来型の「帰納的プロセスに基づく真理の探究」に重点を置く科学技術・知的生産の基本構造から脱却し、「構成的仮説演繹プロセスに基づく価値の創造に対する研究・開発の推進」が不可欠とされている。そして、こうした人文社会科学・自然科学・技術の世界的なパラダイムシフトを我が国が早急かつ円滑に達成するための重要な鍵の一つが、優れた工学系人材の育成である（大学における工学系教育の在り方に関する検討委員会、2017年）。

九州大学工学部・大学院工学系学府は、日本の発展を牽引してきた「ものづくり」の中核を担う、専門性・学際性・国際性・先導性を合わせ持つ人材の育成を目指してきた。学部教育では、専門性の基盤となる基礎教育に注力するとともに、大括り学科の共通授業科目を開設することで、異なる専門分野を学ぶコース間の垣根を低くすることに努めてきた。また、学士課程国際コースを設置して留学生を積極的に受け入れながら、本学海外拠点をベースに日本人学生の海外派遣・研修事業も継続的に展開してきた。大学院教育では、専門分野の最先端技術を開発する人材の育成を目指す学府（工学府、システム情報科学府）を堅持する一方で、地球規模の環境・エネルギー問題の解決に向けた学際的研究教育を行う学府（総合理工学府）も設置することで、専門性と学際性の両方を極めることに挑んできた。さらに、学部・大学院教育を通して、丁寧かつ厳格な研究指導を重視することで、日本の基幹大学の卒業生に期待される、自ら課題を発見して仮説を構築・検証する構想力、自らの力で新しい領域を切り開くチャレンジ精神、社会に対する責任感、先導力（リーダーシップ）を育むことにも注力してきた。こうした教育努力の成果は、本学に対する企業関係者の高い評価によって証明されている（日経HR、2019年）。

しかし、近年の人類社会が直面する諸課題の深刻さ、それを打開する工学系人材への社会からの期待の大きさに鑑み、本学の工学教育も、専門性・学際性・国際性・先導性をより先鋭かつ体系的に追求する方向で改革に取り組むことが急務と言える。一つの技術にも様々な専門分野の考え方や技術を要するため専門分野の枠の拡大が求められる一方、より高度な専門的知識の獲得も必要である。こうした認識から、2021年4月に学部・学科及び学府・専攻の再編を断行し、学部から大学院修士課程まで、連続性に配慮した学士・修士6年一貫型教育を実現する。

この決断の妥当性は、本学に対する企業からの技術系人材の求人の大部分が大学院生を対象としており、修士課程修了相当以上の力量を備えた人材の養成が期待されていることに裏打ちされている。さらに、約 85%が大学院に進学する本学工学部卒業生のニーズとも矛盾していない。

（2）改組の概要

改組の目的は、本学工学部・工学系学府が不斷に追求してきた、専門性・学際性・国際性・先導性を、6年間のシームレスな教育課程の枠組みの中で、より先鋭的かつ体系的に追求することにある。この6年一貫型教育の修了生の人材像を起点として「卒業認定・学位授与の方針」「教育課程編成・実施の方針」及び「入学者受入れの方針」を定め、学修目標の達成に向けて一貫性・整合性のある教育研究環境を整備するためには、その前提として、大学院と学部教育の連続性を確保する必要があることから、「大学院における専攻の再編」とそれに連続的に接続する「学部における学科の再編」が求められる。

【工学系学府における専攻の再編】

九州大学工学系学府は、工学府 13 専攻、システム情報科学府 3 専攻、総合理工学府 5 専攻、及び人間環境学府建築系 2 専攻から構成される。このうち人間環境学府の建築系専攻については、同学府において、芸術や心理などの学問分野との融合的な教育研究に取り組んでいることから、今回の改組の対象としない。

前述したとおり、本学では専門性を極めて最先端の技術開発に貢献する人材は、工学府及びシステム情報科学府において育成し、学際性を極めて地球規模の環境・エネルギー問題の解決に貢献する人材は総合理工学府において育成してきた。この基本構造は、企業関係者から高く評価されていることから今後も維持するが、次の方針に基づいて専攻の編成を改める。すなわち、専門性を追求する学府においては、企業が技術系人材を求める技術分野の編成に合わせて専攻を集約し、学際性を追求する学府においては、自由度を一層高めるために専攻を大括り化する（工学府 11 専攻、システム情報科学府 2 専攻、総合理工学府 1 専攻）。再編や名称変更の対象となる専攻は、図 1-1 の太線の矢印の起点と終点に示している。

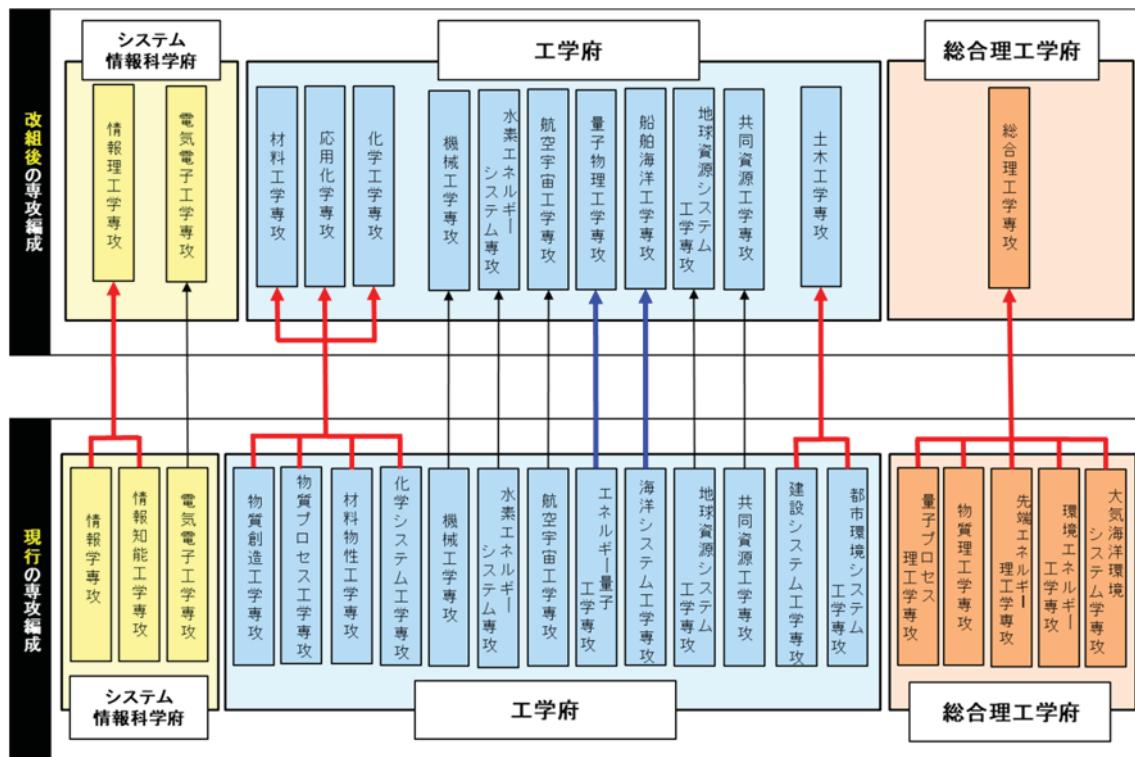


図 1-1 工学系学府の現行及び改組後の専攻編成

(↑ : 改組する専攻、↑ : 名称変更する専攻、↑ : 改組も名称変更もしない専攻)

【工学部における学科の再編】

九州大学工学部は、現在 6 学科 11 コースで構成しているが、大学院の専攻に連続的に接続させる形で、各コースを 12 の学科に再編する。総合理工学府に接続する学科は、エネルギー科学科の 2 コースを再編して新たに設置する（図 1-2 参照）。

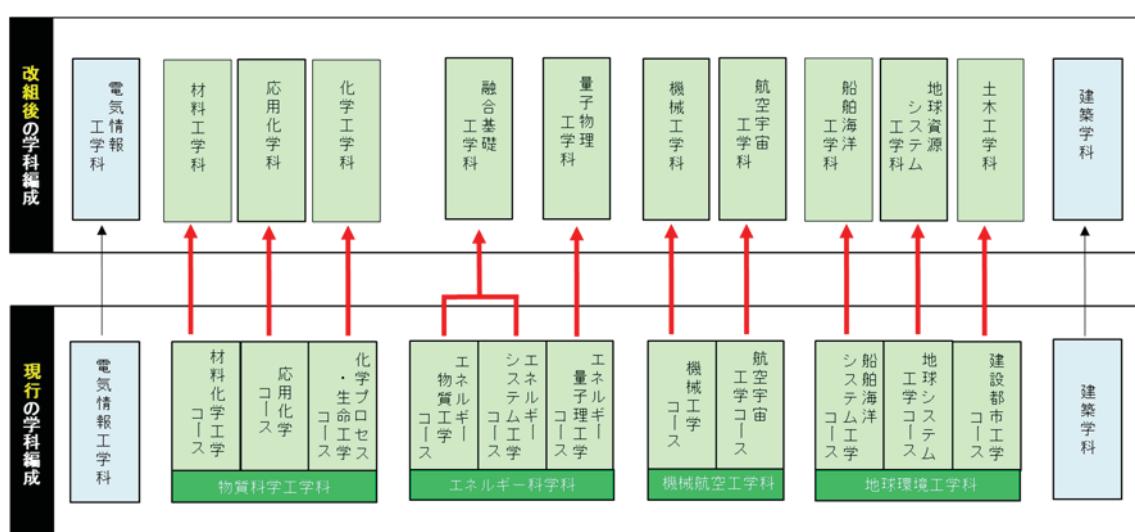


図 1-2 工学部の現行及び改組後の学科編成

(↑ : 改組する学科、↑ : 改組しない学科)

【専攻と学科の関係性】

大学院における専攻の再編と学部における学科の再編により、図 1-3 に示すように専攻と学科の明快な対応関係を確保して、連続性を重視した教育を行う。ただし、専攻と学科のつながりを強めても、専門分野の細分化や閉鎖性を招くことなく、本学で従来から重視してきた学際性を保持するために、後述の通り、学部・学科群共通教育を導入するとともに、学部・大学院教育を通して展開する研究指導において学際的視点の重要性を強調する。

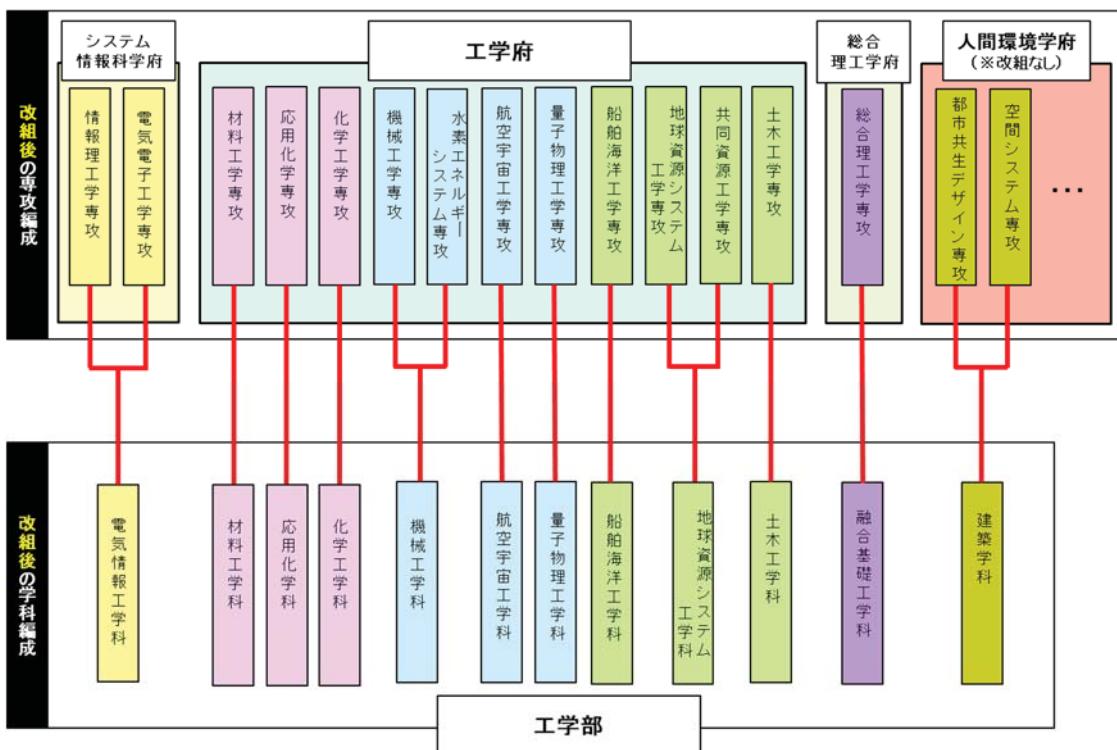


図 1-3 改組後における工学部と工学系学府との接続

（3）教育課程の概要

【養成する人材像】

専攻・学科の再編によって実現されるシームレスな 6 年一貫型教育課程を通して、専門性・学際性・国際性・先導性をより先鋭的かつ体系的に追求し、「工学のプロフェッショナルとして人類社会の課題解決に貢献できる」人材を養成する。工学のプロフェッショナルには、社会における工学の価値について理解し、異分野の他者と協働しながら、工学分野共通の知識・能力・ものの考え方、及び専攻する専門分野の知識・能力・ものの考え方を基礎に、自ら考え行動し、新しい価値を創造していくことが求められる。

そのために、工学府及びシステム情報科学府の各専攻とそこに接続する各学科では、専門性の深化に重点をおく一方で、異分野との協働の基盤形成にも注力する。総合理工学府の専攻とそれに接続する学科では、学際性を重視する一方で、軸足となる専門性の確立にも注力する。このように養成された専門分野を中心とした幅広い知識・能力基盤は、予測困難な時代に人類社会を牽引していく工学のプロフェッショナルにとって不可欠な素養と言える。

【卒業認定・学位授与の方針】

「工学のプロフェッショナルとして人類社会の課題解決に貢献できる」人材を養成するために、次の通り「卒業認定・学位授与の方針」を策定する（図 1-4 参照）。

本学工学部・工学系学府の連続性を考慮した学士・修士 6 年一貫型教育の修了生には、専門性（b. 工学分野共通の知識・能力・ものの考え方を身に付けている、c. 専門分野の知識・能力・ものの考え方を身に付けている）、先導性（d. 自らの考えで行動し独創性を発揮できる、e. 新しい価値を創造することができる）、学際性・国際性（f. 社会における工学の価値を理解している、g. 異分野の他者と協働することができる）のいずれの観点からも、「工学のプロフェッショナル」に相当する水準の力量を身に付けていることが期待される。さらに、博士プログラムに進学して修了する学生には、「最先端の技術開発を担う研究者・技術者」に相当する水準の力量を身に付けていることが期待される。一方で、学士課程で卒業した学生には、「工学の専門性を活かしたジェネラリスト」に相当する水準の力量を身に付けることが期待される。

観点ごとの各水準が具体的にどのような力量を意味するのかについては、プログラムを担当する教員間でルーブリックやアンカー事例を共有することを通して、共通理解を確実に醸成していく。

(水準→)		工学の専門性を活かしたジェネラリスト				工学系のプロフェッショナル	最先端の技術開発を担う研究者・技術者
(教育体系→)		工学部共通教育	学科群共通教育	学士・修士一貫型専攻教育			博士課程教育
領域	観点	1年次	2年次 (前期)	3年次	4年次	修士	博士
学 際 性 ・ 国 際 性	g. 異分野の者との協働				卒業研究	修士論文研究	博士論文研究
	f. 社会における工学の価値の理解	工学部共通・専攻教育科目					
先 導 性	e. 新しい価値の創造				基幹教育科目		
	d. 自らの考えと独創性					学科・専攻教育科目	学科・専攻教育科目
専 門 性	c. 専門分野の知識・能力・ものの考え方		学科群共通・専攻教育科目 基幹教育科目(学科群指定科目)	学科・専攻教育科目	学科・専攻教育科目	学科・専攻教育科目	学科・専攻教育科目
	b. 工学共通の知識・能力・ものの考え方	工学部共通・専攻教育科目 基幹教育科目(工学部指定科目)					
主体性	a. 主体的な学び・協働	基幹教育科目					

図 1-4 教育課程の基本構造および学修目標の観点と水準

【教育課程編成・実施の方針】

「卒業認定・学位授与の方針」に基づき、専門性・先導性・学際性・国際性をより先鋭的かつ体系的に追求するため、学士・修士 6 年一貫型教育を基本とし、これに博士課程を積み

上げる教育課程を編成する（図 1-4 参照）。

【文部科学省の提言との比較】

本学での改組の検討開始とほぼ同時期に、文部科学省では「大学における工学系教育の在り方に関する検討委員会」を設置し、工学教育の在り方について議論を進め、次の審議結果を公表している。本学工学部・工学系学府の改組構想は、そこで審議された重要項目について示された考え方と概ね一致している（表 1-1）。

- 工学系教育の在り方に関する検討委員会「大学における工学系教育の在り方について（中間まとめ）」（2017 年 6 月）
- 工学系教育改革制度設計等に関する懇談会「工学系教育改革制度設計等に関する懇談会取りまとめ」（2018 年 3 月）

また、中央教育審議会における高等教育に関する審議について、次の審議結果として公表されている事項の趣旨を踏まえて検討したものもある。

- 中央教育審議会『2040 年に向けた高等教育のグランドデザイン（答申）』（2018 年 11 月）
- 中央教育審議会大学分科会『2040 年を見据えた大学院教育の在るべき姿～社会を扇動する人材の育成に向けた体質改善の方策～（審議まとめ）』（2019 年 1 月）
- 中央教育審議会大学分科会教学マネジメント特別委員会『教学マネジメント指針（案）』（2019 年 11 月）

表 1-1 「大学における工学系教育改革の在り方について（中間まとめ）」

に対する九州大学工学部・工学系学府の対応

大学における工学 計教育の在り方に ついて(中間まとめ) ～具体的施策～	施策に対する認識	現状分析	課題	対応方針
① 学科ごとの縦割り構造の抜本的見直し	時代とともに変わる教育ニーズに柔軟に対応できるシステムづくりが目的。最終とりまとめ(2018年3月)において、学科・専攻定員設定の柔軟化と学位プログラムの積極的導入と記載。	工学では、各分野の基礎知識のみならず、専門分野の基礎となる物事の捉え方、考え方を身に付けることが学部レベルでは最も重要である。長年、企業が工学系の採用を専門分野ごとに行つており、今後も変更される予定がない点からも重要なと言える。		学生が自身の専門分野の基礎を築きアイデンティティを確立するとともに、社会からも可視化できるような学科構成を基本とする一方、専門分野に加えて、学際的な要素を導入した学科も設置する。また、レイトスペシャライゼーションの導入、学科群制の導入、全学科共通必修科目の導入などを行い、学生の視野をできるだけ広げるシステムを構築する。
② 学士・修士の6年一貫制など教育年限の柔軟化	工学教育の考え方そのものに対して点検を促すもの。	本学をはじめ我が国の基幹大学工学部卒業生の約85%が大学院修士課程に進学しており、企業から本学への技術系人材の求人も大学院生が大部分である。	既に6年間の工学教育が一般的になっていることを考慮すると、工学教育を最初から6年間で設計した方が、今後、さらに必要となってくる多様な知識と能力を身につけた人材の育成が行いやすい。	6年間の工学教育を実現するため、現在の学科・専攻の構成やカリキュラムの見直しを行う。なお、学部卒業後に企業へ就職する者、あるいは5年一貫の大学院へ進学する者など、多様なキャリアパスそれぞれの人材像を考慮したカリキュラムとする。
③ 主たる専門に加えた副専門分野の修得	工学教育の考え方そのものに対して点検を促すもの。自分と専門を異にする者との協働がますます重要になってくる中で、自分の狭い専門分野の枠を超えて視野を広げ、他分野の者と意思の疎通ができるようになることを目的としたもの。	工学部では、学科配属後の専攻教育において、専門外の科目を履修するカリキュラムにはなっていない。大学院においては、システム情報科学院及び総合理工学府の修士課程では専門外科目の履修が求められているが、工学部では求められていない。	自身の専門とは異なる分野の物事の捉え方や考え方を知ること、そして、自分の分野との違いを感じることは極めて重要である。ただし、限られた時間の中で専門分野の確立と分野外の学びの両方を行うためには、分野外の学びの割合と時期を慎重に考えてカリキュラムを設計する必要がある。	学部教育では、専門分野を越えて、工学系人材として必要な広い知識をすべての工学部生が学ぶとともに、専門分野に近い科目も幅広く学ぶカリキュラムを導入する。また、学部から大学院修士課程の6年間のうちに専門外の学びも必ず行うカリキュラムとする。
④ 工学基礎教育の強化	工学教育の考え方そのものに対して点検を促すもの。	学科ごとに必修科目を設定しているので、工学部全体の共通基礎教育を行っていないわけではない。	専門分野だけに特化するのではなく、工学系人材に求められる基礎的な知識や考え方を学ぶ科目を精査し、すべての学科で共通化する必要がある。	工学系エンジニアあるいは研究者として備えておくべき知識や考え方を学ぶ科目を、工学部共通科目として全学科必修とするカリキュラムを構築する。
⑤ 情報科学技術の工学共通基礎教育化と先端情報人材教育強化	ビッグデータ解析、IoT、AIなどの急速な進歩によって情報科学と様々な工学分野の融合技術の創出が重要となっているにもかかわらず、我が国ではそれを担う人材が質的に量的にも全く不足しているという産業界の大きな危惧から発せられたもの。	工学部全体では、現在はプログラミングを中心とした情報教育のみを行っている。	工学系のどの分野でも、将来、データを活用した研究開発ができるようになるため、最低限のデータサイエンスの基礎教育を行うとともに、実際の経験を積める環境を整える必要がある。	情報科学技術の基礎教育科目をすべての学科で工学部必修科目として導入するとともに、専攻教育でも、各学科に特化したデータサイエンス科目を取り入れる。 また、現在の学問分野の枠組みの中で、従来よりデータを活用できる人材を育成するため融合基礎工学科を新設する。 さらに、電気情報工学科および情報理工学専攻でAI、数理データサイエンス分野の専門家(エキスパート人材)の養成を強化する。
⑥ 産学共同教育体制の構築	既に大学院リーディングプログラムや卓越大学院プログラムでも重視されているとおり、大学・産業界の人材交流、産学連携協働プログラムの開発・提供、教育的効果の高いインターンシップ等の促進の重要性を指摘したもの。	工学部および工学系学府では、ものづくりの現場の情報が極めて重要であるため、各学科、専攻で、従来から多数の非常勤講師を企業から招いてきた。また、リーディング大学院ではPBLや少人数教育にも企業から多くの教員の協力をいただいている。さらに、工学部でも民間企業の協力のもと、既に「実践データ分析入門」を開講するなど産学共同教育体制を築いてきた。		今後も企業との協力体制を維持するとともに、段階的に協力を強化していく。

(4) 従来からの大きな変更点

工学府

工学部改組と連動して、現在の物質系の4専攻と土木系の2専攻を専門分野ごとの教育課程として改組するとともに、教育研究内容を明確化するために2専攻の名称を変更する。これらの改組および名称変更により、学部4年間と大学院修士課程2年間での6年一貫型教育を効果的に実施でき、世界共通のディシプリンに沿った教育研究体制となることで国内外の機関との連携教育・研究の促進も期待できる。

【物質系専攻の改編】

物質系専攻においては、「伝統的な工学の継承・深化」及び「高度科学技術社会を支えるための新たな工学領域の創造と人材育成」を実現するため、応用化学分野と合成化学分野を融合させた物質創造工学専攻、材料工学分野と化学工学分野を融合させた物質プロセス工学専攻、材料工学分野と応用化学分野を融合させた材料物性工学専攻、応用化学分野と化学工学分野を融合させた化学システム工学専攻の4専攻で学府教育を行ってきた。今回、シームレスな学部・修士6年一貫型教育を実現すべくディシプリンベースの教育課程に再編することに伴い、材料工学専攻、応用化学専攻、化学工学専攻の3専攻で学府教育を行うよう変更する（合成化学分野は応用化学分野に統合）。これにより、工学部材料工学科から工学府材料工学専攻、応用化学科から応用化学専攻、化学工学科から化学工学専攻への円滑な接続が可能となる。

【土木系専攻改編】

土木系専攻においては従来、建設システム工学専攻と都市環境システム工学専攻として学府教育を行ってきた。今回、シームレスな学部・修士6年一貫型教育を実現すべくディシプリンベースの教育課程に再編するため、この2専攻を統合し土木工学専攻として一体的に教育を行うよう変更する。これにより、工学部土木工学科から工学府土木工学専攻への円滑な接続が可能となる。

【専攻名称の変更】

現在の海洋システム工学専攻を船舶海洋工学専攻に名称変更する。海洋システム工学専攻では、造船技術の継承・発展を図る能力および持続的な海洋開発を担う総合工学的な広い視野を持った人材の育成を行ってきており、これまで造船業や海洋開発関連企業に対して多数の修了生を輩出してきた。今回、大学院への進学希望者に対して専門分野の教育研究内容をより分かり易く伝えること、そして主たる人材供給先となる業界との関連を、より明確に示すことを目的として、専攻名称を「船舶海洋工学専攻」へと変更する。

また、エネルギー量子工学専攻を量子物理工学専攻に名称変更する。エネルギー量子工学専攻では、量子力学を基礎として、原子核レベルから材料・機器レベルまでの幅広い領域において物理学の視点から工学に取り組むことのできる人材の育成を行ってきており、これまで原子力産業分野、エレクトロニクス分野、材料開発分野等へ多数の修了生を輩出してきた。今回、大学院への進学希望者に対して専門分野の教育研究内容をより分かりやすく伝え

ること、そして主たる人材供給先となる業界との関連を、より明確に示すことを目的として、専攻名称を「量子物理工学専攻」へと変更する。

なお、今回の名称変更は工学部の改組とも連動しており、工学部に新たに設置予定の船舶海洋工学科、量子物理工学科ともそれぞれ同じ名称となり、学科と専攻の接続の関係がより明確になり学部から大学院の教育の継続性を明示することにもつながる。

2. 学府・専攻の特色

(1) 工学府の特色

本学府では、大学院重点化された基幹大学の教育組織として、我が国の工業技術の発展に資する大学院教育の責任を果たすべく、これまで専門性と総合性を重視した教育を行ってきた。しかし、近年の高度化かつ多様化した技術開発に携わる国際的に高い水準の研究者・技術者を養成するには、学部教育と大学院教育を接続させた計6年間の教育が最低でも必要と考えられる。

そこで、前述のとおり、主たる工学系人材の育成を目的として、工学部の学科と工学府の専攻の教育をシームレスに繋いだ6年一貫型カリキュラムを導入する。

そのため、現在の物質系4専攻を3専攻に、土木工学系の2専攻を1専攻に大幅に組み替えるとともに2専攻の名称を変更して、表2-1に示す11専攻を置く（現行専攻からの改組状況は図2のとおり）。

表2-1 専攻の概要

専攻名	概要
材料工学専攻 ^{*1}	物質を構成する原子や電子の微視的な振る舞いの理解から、材料の創生プロセス制御から特性発現を支配する巨視的な概念・原理までを教育し、細分化・高度化した材料工学に関する専門的な知識を有するとともに、工学全体に関わる技術の現状を幅広く理解して、持続可能な社会の発展を念頭に材料工学的観点から諸問題を解決できる創造性豊かな研究者・技術者を育成する。
応用化学専攻 ^{*1}	化学を基盤とした物質の原子・分子レベルでの理解を基礎に新しい物質・材料の創造や制御に関する論理・知識・方法を教育研究し、学士課程より細分化・高度化した専門知識と実践的な技術を修得する一方で、最先端の基礎研究と技術開発のための専門分野を超えた幅広い知識を自らの力で蓄積して、課題解決のための提案力と創造性をもった豊かな物質社会と人類の福祉に貢献できる研究者・技術者を育成する。
化学工学専攻 ^{*1}	化学工学の学問を基にして、原子・分子レベルから生物、さらには地球レベルまでの視点に立って、環境、エネルギー、機能性材料、バイオテクノロジー、高度先進医療等の分野の諸問題を解決できる研究者・技術者を育成する。

機械工学専攻	工学の基盤である機械工学のあらゆる分野について幅広く知識を習得させ、要素技術からシステムまで幅広くものづくりを担うとともに、学際分野・融合技術に関する基礎知識を併せ持つて、新たな基盤技術あるいは様々な要素をシステム化・統合化したものを創出できる創造的素養を有する研究者・技術者を育成する。
水素エネルギー システム専攻	機械工学の基盤の上に、水素エネルギー技術を柱とする環境共生型エネルギー技術に関する基礎学理、さらに水素の製造・貯蔵・利用に関する種々な要素技術とシステムについて学ぶとともに、水素エネルギーに関わる最先端研究に携わり、新たな基盤技術を創出し技術革新を先導できる研究者・技術者を育成する。
航空宇宙工学 専攻	力学を基礎とした工学理論や、航空宇宙機開発特有のシステム工学に関する基礎学問を修得し、航空宇宙機の運用環境拡大によって生ずる課題を発見・解決する能力および幅広い教養と総合性、国際性を身に付け、航空宇宙関連分野において中心的・指導的役割を果たすことができる研究者・技術者を育成する。
量子物理工学 専攻 ^{*2}	社会を取りまく様々な物理現象を、ナノスケールさらには量子論などの微視的・基礎的観点から理解したうえで、長期的展望をもって各エネルギーの利用、量子ビームを駆使した物理学や材料科学の重要課題の追求、医療・生命分野への応用、新規材料開発などの様々な課題に挑戦し、新しい科学技術領域を開拓する幅広い思考能力、柔軟な精神、さらには国際性を有する研究者・技術者を育成する。
船舶海洋工学 専攻 ^{*2}	自然法則の基礎理論を理解し、グローバルな価値観に基づき海洋と人類の共生への貢献を目的として、造船技術の継承・発展を図る能力ならびに持続的な海洋開発を担い得る総合工学的な広い視野を持った研究者・技術者を育成する。
地球資源シス テム工学専攻	持続可能な社会と産業活動を支えるエネルギー資源と鉱物資源の探査・開発生産・利用・循環、さらに環境修復・地殻防災・地球環境保全に関する高度な専門知識と実践的な技術を教育研究し、地球全体を俯瞰したものの捉え方ができ、かつ行動力を備えた研究者・技術者を育成する。
共同資源工学 専攻	北海道大学大学院工学院と九州大学大学院工学府が共同して構成する大学院共同教育課程。双方の大学のリソースを最大限活用して、資源工学に関する高度な専門的知識に加え、国際性および地質、探査、採鉱、選鉱、製錬、環境保全などの個別分野における専門性、資源の流れ全体を俯瞰して、技術的な制約はもとより、政治・経済的、さらには広範囲な環境破壊の防止などの制約条件も考慮して、プロセス全体をデザイン・マネージメントできる高度な能力を有する研究者・技術者を育成する。
土木工学専攻 ^{*1}	構造物の設計・施工・維持管理に関する高度な専門知識と技術や都市・環境に多大な影響を及ぼす自然現象・社会現象の解明と予測に基づいた防災

	技術や社会システムなどを教育研究し、安全・安心で持続性のある社会を実現するため、高度専門知識を集積した土木技術と柔軟で創造性豊かな発想力を有する研究者・技術者を育成する。
--	---

*¹ 改組する専攻（4 専攻）

*² 名称を変更する専攻（2 専攻）

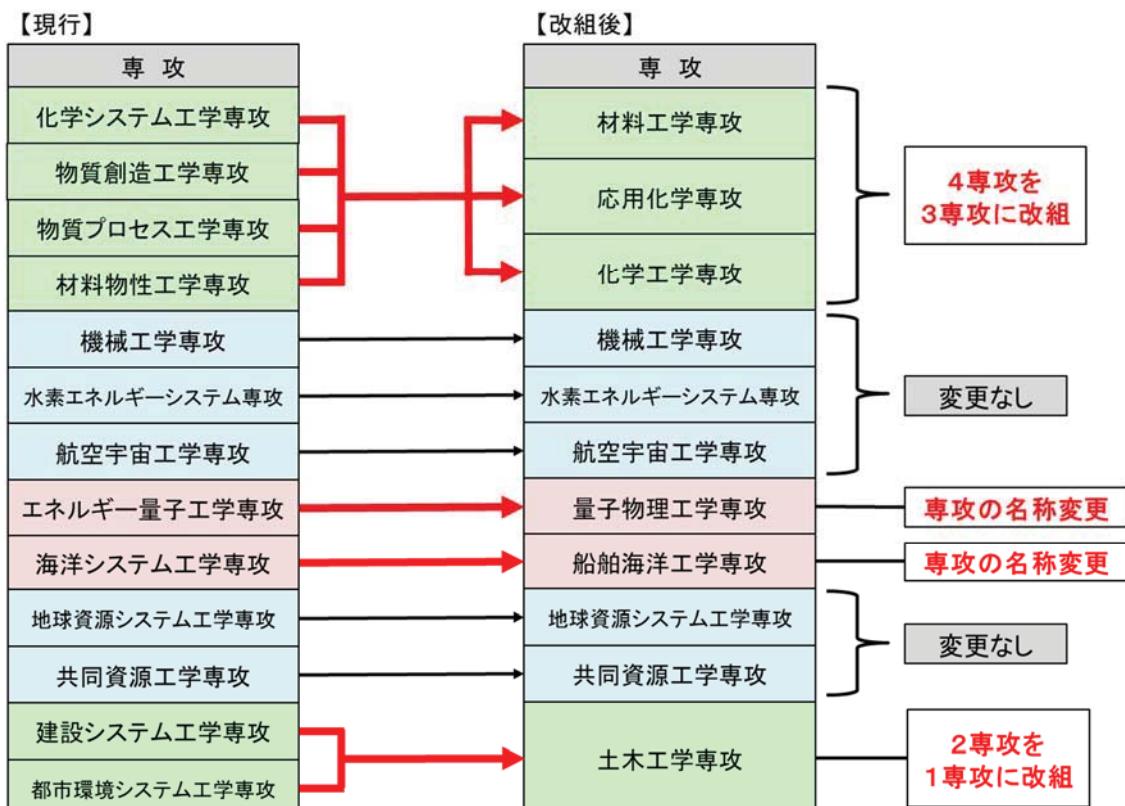


図 2 現行専攻からの改組状況

これからのイノベーションには、これまで以上に様々な分野の研究者・技術者の協働が不可欠であり、そのためには個人が狭い専門分野に留まらず専門性の枠を広げることが重要である。しかし、協働が不可欠であるからこそ、それぞれの専門分野が自他共に頼かである必要がある。そこで、本学府では、主たる専門分野が明らかな専攻の編成とする。これらの専攻は、現在の工学府の修了生に対する企業からの求人の専門分野に対応している（表 2-2）。

科学技術は常に進歩・発展しており、その先端的な学理と知識の修得は不可欠である。大学院では学部の専攻教育をさらに高度化・深化させつつ、先端科学・先端技術に関する教育も並行して行うことで、国際的に高いレベルで、先端科学技術にも充分に対応できる専門性を備えた人材を養成する。さらに、科学技術で解決すべき課題は年々複雑化しており、その問題解決能力を高めるには、多角的な教育も並行して行う必要がある。そこで、主専門分野

とは異なる分野の学修を必修化するとともに、産業界との交流を通じた実践的教育、またコミュニケーション能力を高める教育も行う。

以上のように専門分野ごとの専攻を編成する一方で、後述のとおり、全専攻で専門枠の拡大や専門外の分野への視野の拡大を諮るカリキュラムを構築する。さらに、世界に対する我が国の工学教育の貢献および日本人学生の国際的視野の拡大を目的として、すべての専攻に博士課程だけでなく修士課程にも、英語のみで修了が可能なグローバルコースを設置する。

表 2-2 企業からの求人の専門分野

専攻名	求人の際の主な専門分野
材料工学専攻	材料工学・物性工学・金属・セラミックス
応用化学専攻	有機化学・無機化学・高分子化学・触媒化学・物理化学・分析化学・生物化学・細胞工学・生化学
化学工学専攻	化学工学・電気化学・反応工学・衛生工学・分析化学・システム工学・バイオ
機械工学専攻	機械工学・構造力学・機械材料
水素エネルギー系統専攻	機械工学・エネルギー・システム・燃料電池
航空宇宙工学専攻	航空工学・機械
量子物理工学専攻	原子力工学・物理・機械
船舶海洋工学専攻	造船・船舶工学・海洋工学
地球資源システム工学専攻 共同資源工学専攻	資源工学・鉱山工学・地質工学・環境工学
土木工学専攻	土木工学・土木建築・建設・構造工学・環境工学

(2) 化学工学専攻の特色

工学府化学工学専攻では、物理化学、反応工学、流体工学、伝熱工学、物質移動工学、プロセスシステム工学、生物化学工学で構成される化学工学に関する基礎知識と、より発展的な知識、環境・エネルギー、新規機能材料、バイオテクノロジー・高度先進医療、生産プロセスなどへの応用に関する先端的な知識を修得させ、それらの分野の先端的な研究を行わせて、地球環境との調和と人類の福祉に貢献できる研究者・技術者を育成する。

本専攻の特色は、ものづくり産業において研究開発から生産に至るまで、それらの基礎となる化学工学を基礎から実践レベルまで、修得できるカリキュラムにある。バイオテクノロジー、環境問題といった最新の課題に対応するカリキュラムと、それを解決するための研究が行える環境、教員を配置している点が本学の特長である。このように時代に即した化学工学の体系を学ぶことで、産業界で必要とする高度な工学人材を輩出する。

このため修士課程では、工学部化学工学科から接続する6年一貫型カリキュラムにより学士課程で得た化学工学の知識を高度に体系化し、化学工学に関する実践的な課題と問題解決方法を修得させるとともに、現代社会の問題を化学工学の観点から俯瞰して解決でき

る幅広い知識や能力を身に付けさせる。

また博士後期課程では、学生は、修士課程で培った専門の学術基盤を発展させるとともに、最先端の研究課題を自ら設定して研究を進め、世界レベルの学術研究を行う。そして、その結果を学術論文として総合的に纏める。その過程を通して、化学工学の観点から工業や社会の問題を統合的に解決する高い能力を身に付けさせる。

3. 学府・専攻の名称及び学位の名称

(1) 学府及び専攻の名称

工学府 化学工学専攻

(2) 学位の名称

- 修士課程：修士（工学）／Master of Engineering
- 博士後期課程：博士（工学）／Doctor of Engineering

(3) 英語名称

Graduate School of Engineering,
Department of Chemical Engineering

4. 教育課程の編成の考え方及び特色

(1) 工学府のカリキュラムの特色

大学院修士課程においては、学部よりも高度な学理を深く理解し、より幅広い専門知識を学修させる。専門分野に関する科目は二つの区分に分類する。一つは、学部で学んだ専門分野の延長線上で、より高度かつ深い内容を学修できる科目群（高等専門科目）である。もう一つは最先端の学理と知識を学ぶことができる科目群（先端科目）であり、科学・技術の急速かつ持続的な進歩に対応した内容を学ばせる。このように科目区分を設定して、学生の目的意識を明確化させる。さらに、専門分野とは異なる分野について学修する科目群（異分野科目）、ならびに研究者・技術者としての能力を高めるための科目群（能力開発特別科目）を設ける。特に、従来は必修化が困難であった異分野教育についても学府共通で「異分野科目」として科目区分を設け、当該科目区分の履修を義務付けている点に大きな特徴がある。工業・産業における実践的な内容は教員による講義だけでは不足するため、それらは産業界との交流や研究を通して学修させる。また、コミュニケーション科目の履修および修士論文研究の過程で、英語も含めたコミュニケーション能力を高める。このように専門分野以外についても広く学ばせることにより、好奇心や探求心を育みながら新しいモノを創造できる基礎を育む。学部からの6年一貫型カリキュラムを構築することで、修士課程修了時までに、工学の基礎知識及び専門分野の基礎知識の修得と、専門性の深化、応用力と実践力の醸成、

専門の枠の拡大に対するマインドセットなど、これから的研究者・技術者に必要な様々な力を、総合的かつ効率的に育成することが可能となる。

本学府のもうひとつの重要な教育上の使命は、博士の研究者・技術者の養成である。専門分野における教育では、自らの問題解決能力と創造的能力を高めるために自主性を重んじたシステムとする一方、専門分野の中だけで閉じた人物にならないように、外国人を含む異分野の学生と研究討議を行うセミナーへの参加を義務付けるなど、専門外の考え方と課題解決法の学びとコミュニケーション力の向上により他者との協働能力も育成する。

(2) 修士課程の科目区分

高等専門科目

学部から大学院まで連続した6年において、各専門分野の学理と知識を深く学ぶことができる科目群である。各専門分野における学生の習熟度が保証されているため、その発展的内容を無駄なく学ぶことができる。

修了までに必要な高等専門科目の最低単位数は専攻ごとに定める。

先端科目

科学技術の急速かつ持続的な進歩・発展に対応できるように、その先端的な学理と知識について学ぶことができる科目群である。

修了までに必要な高等専門科目の最低単位数は専攻ごとに定める。

異分野科目

専門分野に過度に集中するのではなく、他の分野の考え方や視点を学んで視野を広げるために履修する科目であり、学生が自分の将来、あるいは修士論文研究の拡がりなどを考えて自分の判断で選択し履修する。ただし、工学分野では、他専攻の科目の内容を、その分野の基礎教育を受けずに理解するのは困難なため、各専攻（共同資源専攻以外）が学府共通のリソースとして他専攻向けの科目を2科目ずつ、工学府全体で合計20科目開設する。学生は、これらの科目、または他学府の科目やアントレプレナー科目など自専攻以外の科目を4単位以上履修する。

能力開発特別科目

研究者・技術者として、あるいは社会人として一般的に必要な能力を高めるための科目群であり、産業界との交流を通じて実践的な内容を学修できる科目、プレゼンテーション能力・コミュニケーション能力を高めるための科目からなる。前者では、各専攻が関連する企業・団体から講師を招いての講義科目やインターンシップに相当する科目が設けられている。後者では、日本語および英語での研究発表および研究討議を実際にを行い、その準備段階で教員が指導・助言する科目などが設けられている。

修了までに必要な能力開発特別科目の最低単位数は専攻ごとに定める。

修士論文研究

修士論文研究は本学府として単位化をしてはいないが、修士論文研究を行って論文を提出し、審査に合格することを修了要件としている。

修士論文研究は、上記科目区分の講義で学んだ内容を基に、自ら調査、考察、応用するとともに、モノや手法を創造することで問題を解決する PBL (Problem-Based Learning) の集大成となるものである。

(3) 博士後期課程の科目区分

講究科目

学生が自ら設定する研究課題に関し、研究成果を学術論文に結実させるために、関連文献の調査や実験データの解析を通じて知識や技能の理解を深化させる科目や、企業との協働により実践的な研究や技術開発の在り方を修得させる科目等を配置する。

修了までに必要な講究科目の最低単位数は専攻ごとに定める。

博士共通科目

異なる専門分野を学ぶ学生と協働することにより、自らの専門知識の幅を広げ、専門分野や国籍を超越したコミュニケーション能力を向上させるため、博士共通科目として「工学研究企画」(必修科目) を配置する。本科目では、工学研究企画セミナーを年に4回開催し、本学府博士後期課程で学ぶ日本人学生及び留学生が、専攻やコースを超えて集い、英語で相互に研究発表及び研究討議を行う。異なる研究を深く理解し合うことで研究交流を促すとともに、異分野における研究課題や研究手法の特徴を学び、工学研究に関する幅広い知識と技能を身に付けさせる。

このほか、学生が自らの研究を遂行する上で必要となる知識や技能を補完するため、指導教員による指導の下に履修した他専攻や他学府等の授業科目を、関連授業科目として単位認定することができるものとする。

博士論文研究

博士論文研究は本学府として単位化をしてはいないが、博士論文研究を行って論文を提出し、審査に合格することを修了要件としている。

博士論文研究は、学部及び大学院教育課程の集大成である。上記科目区分の授業を通して学んだ内容を基に、多角的な視点から課題を捉え自ら能動的に調査・考察・応用するとともに、特定した課題を独創的手法により解決していくプロセスを実践的に修得する。

(4) 履修指導

全ての学生は、それぞれの指導教員の研究室に配属される。指導教員は、研究指導だけでなく、アカデミックアドバイザーとして、個々の学生の興味や将来展望などに基づき、異分野科目を含む選択科目の履修やインターンシップ、海外研修などに関するアドバイスを行う。

5. 教員組織の編成の考え方及び特色

(1) 教員組織の編成の考え方

工学府化学工学専攻においては、九州大学の「学府・研究院制度」により、主に工学研究院に所属する教員が教育を担当するという考え方に基づき、研究院におけるそれぞれの専門分野における専門性とこれまでの教育実績を十分に考慮した上で、教員個々の適正等を尊重し編成した。

(2) 教員の年齢構成

化学工学専攻では、開設年度（2021年4月1日）における修士課程の専任教員は13名であり、うち教授8名、准教授5名となっている。完成年度（2022年4月1日）には、専任教員は12名となり、うち教授7名、准教授5名となる。博士後期課程においては、開設年度における専任教員は10名であり、うち教授8名、准教授2名となっている。完成年度（2023年4月1日）には専任教員は8名となり、うち教授7名、准教授1名となる。

専任教員の年齢構成については、修士課程では完成年度（2022年4月1日）時点で、40代が3名、50代が5名、60代が4名となっている。また、博士後期課程では、完成年度（2023年4月1日）時点で、40代が1名、50代が3名、60代が4名となっている。このように、教育研究水準の維持と活性化に十分な年齢構成をなっている。なお、完成年度までに修士課程では1名、博士後期課程では2名の教員が定年により退職となる予定であるが、他の専任教員で十分に対応可能であるため、教育研究上の支障はない。

(3) 教員組織編成の特色

本専攻の中心となる学問分野である「化学工学」は、反応工学、生物化学工学、物質移動工学、伝熱工学、流体工学、プロセスシステム工学といった多様な分野から構成される。そのため、教員組織は幅広い専門分野の教員から構成されている。

6. 入学者選抜の概要

(1) 工学府が求める学生

本学大学院では、本学教育憲章に示された「人間性の原則」、「社会性の原則」、「国際性の原則」および「専門性の原則」にたち、日本の様々な分野において指導的な役割を果たし、アジアをはじめ広く世界で活躍するとともに、日本および世界の発展に貢献する人間へと成長する学生を求めている。

加えて、工学府では、課題探求・課題解決能力や先端的な創造性能力を身に付けようとする主体的な態度を持ち、工学を通して、人類文明の持続的発展に貢献できる高度な専門的・総合的能力を有する研究者・技術者として成長したいという強い意欲と適性を持った学生を求める。

本学府での就学を目指す学生には次のことが期待される。

- ・基礎知識を踏まえて応用研究に取り組む意欲
- ・新しい学問分野に挑戦する積極的な態度
- ・忍耐力をもって真実探求を推進できる能力
- ・研究者・技術者としての倫理観を身に付ける姿勢

(2) 工学府の入学者選抜方法

工学府修士課程では、学士課程卒業者を対象とした一般選抜に加えて、学士課程における優れた成績の修得者を対象とした学部3年次生対象特別選抜、さらに外国人留学生を対象とした外国人特別選抜ならびにグローバルコース入試により入学者を選抜する。また、工学府博士後期課程では、修士課程修了者を対象とした一般選抜に加えて、官公庁・民間企業等において研究に従事した経験のある者を対象とした社会人特別選抜、さらに外国人留学生を対象としたグローバルコース入試により入学者を選抜する（化学工学専攻の入学定員は表2-3、募集人員は表2-4及び表2-5）。

表2-3 各教育課程の入学定員

専攻	修士課程	博士後期課程
化学工学専攻	30	8

表2-4 修士課程の募集人員数

専攻	一般選抜	学部3年次生対象特別選抜	外国人特別選抜	グローバルコース
化学工学専攻	30	若干名	若干名	若干名

表2-5 博士後期課程の募集人員数

専攻	一般選抜	社会人特別選抜	グローバルコース
化学工学専攻	8	若干名	若干名

<修士課程>

① 一般選抜

一般選抜では、基礎科学分野ならびに専攻の専門分野について幅広い基礎的知識と応用力を修得し、知識を活用しながら問題の解に近づくことのできる発想力と、試験問題の解答を導きだすだけでなく、問題そのものの意味を問うことのできる批判的な思考力を持つ学生を選抜するため、学科試験を課す。

② 学部3年次生対象特別選抜

学部3年次生対象特別選抜では、学部3年次生で本学府が所定の単位（科目）を優れた

成績をもって修得したと認めたものを対象として、基礎科学分野ならびに各専攻の専門分野について幅広い基礎的知識と応用力を修得し、知識を活用しながら問題の解に近づくことのできる発想力と、試験問題の解答を導きだすだけでなく、問題そのものの意味を問うことのできる批判的な思考力を持つ学生、また各専攻の専門分野における専門知識の修得と課題探求・解決に強い意欲を持つ学生を選抜するため、学科試験と口頭試問を課す。

③ 外国人特別選抜

外国人特別選抜では、外国人留学生を対象として、基礎科学分野ならびに各専攻の専門分野について幅広い基礎的知識と応用力を修得し、知識を活用しながら問題の解に近づくことのできる発想力と、試験問題の解答を導きだすだけでなく、問題そのものの意味を問うことのできる批判的な思考力を持つ学生、また日本語を用いた学修および研究の遂行に十分な日本語能力を持つ学生を選抜するため、学科試験と口頭試問を課す。

④ グローバルコース入試

グローバルコース入試では、外国人留学生を対象として、基礎科学分野ならびに各専攻の専門分野について幅広い基礎的知識と応用力を修得し、知識を活用しながら問題の解に近づくことのできる発想力と、試験問題の解答を導きだすだけでなく、問題そのものの意味を問うことのできる批判的な思考力を持つ学生、また英語を用いた学修および研究の遂行に十分な英語能力を持つ学生を選抜するため、英語による学科試験と口頭試問を課す。

<博士後期課程>

① 一般選抜

一般選抜では、基礎科学分野ならびに各専攻の専門分野について幅広い知識と応用力を修得し、各専攻の専門分野における応用研究に取り組む姿勢を持つとともに、人類文明の持続的発展と課題探求・課題解決能力や先端的な創造性能力の獲得に強い意欲を持つ学生を選抜するため、専門科目及び修士学位論文（修士課程修了見込みの者は研究経過報告書）について、筆記試験または口頭試問を課す。

② 社会人特別選抜

社会人特別選抜では、官公庁、民間企業等において研究に従事した経験のある者を対象として、基礎科学分野ならびに各専攻の専門分野について幅広い知識と応用力を修得し、各専攻の専門分野における応用研究に取り組む姿勢を持つとともに、人類文明の持続的発展と課題探求・課題解決能力や先端的な創造性能力の獲得に強い意欲を持つ学生を選抜するため、これまでの研究成果及びこれからの研究計画等について、口頭試問を課す。

③ グローバルコース入試

グローバルコース入試では、外国人留学生を対象として、基礎科学分野ならびに各専攻の専門分野について幅広い知識と応用力を修得し、各専攻の専門分野における応用研究に取り組む姿勢を持つとともに、人類文明の持続的発展と課題探求・課題解決能力や先端的な創造性能力の獲得に強い意欲を持つ学生を選抜するため、専門科目及び修士学位論文（修士課程修了見込みの者は研究経過報告書）について、英語による筆記試験または口頭試問を課す。

（3）化学工学専攻における入学者選抜の概要

アドミッション・ポリシー（修士）

求める学生像	<p>化学工学専攻では、新しい化学、物理現象、新規物質、生体生命の新しい機構などの発見、解析および体系化を通して現代社会の持続的発展と未来社会の基盤となる技術や材料の創生を目指している。化学工学を通じて、物質科学、化学工学、バイオテクノロジー、生産プロセス、環境工学分野での活躍を目指す学生を求めている。</p> <ul style="list-style-type: none">◆ 学部において、物質、材料に関する科学的基礎知識を修得していること◆ 積極的に自主的に学ぶ意欲のあること。◆ 国際的社会に対応するために必要な語学的要素を身に付けていること <p>本専攻は、九州大学工学部化学工学コースの学士課程プログラムを基盤として展開するものであることから、同課程の到達目標を達成している、もしくは同等以上の知識・能力を修得しているとみなされることを、入学の要件とする。</p>
入学者選抜方法	<p>修士課程入学者選抜では国内の大学卒業者・同見込み者・高等専門学校専攻科修了者・同見込み者を対象とする一般入試、外国の大学卒業者・同見込み者を対象とする外国人特別選抜、大学学部3年次在学者を対象とする特別選抜、英語による教育を行う10月入学のグローバルコースのグローバルコース入試を実施する。</p> <p>i) 一般入試：</p> <p>化学工学に関する専門試験、語学力（英語資格試験のスコア証明書により評価）、口頭試験を行い、一定基準を満たした者を合格とする。</p> <p>ii) 外国人特別選抜：</p> <p>出願資格を満たした出願者に対し、化学工学に関する専門試験および口頭試験を行い、一定基準を満たした者を合格とする。</p> <p>iii) 学部3年次生対象特別選抜：</p> <p>大学に3年以上在籍した者で、化学工学科が定める所定の単位を優れた成績をもって修得したと認めた学生に対し、事前審査を行い、化学工学に関する専門試験および口頭試験を行い、一定基準を満たした者を合格とす</p>

	<p>る。</p> <p>iv) グローバルコース :</p> <p>出願資格を満たした出願者に対し、化学工学に関する専門試験および口頭試験を行い、語学力は英語資格試験のスコア証明書により評価し、一定基準を満たした者を合格とする。</p>
--	---

アドミッション・ポリシー（博士）

求める学生像	<p>化学工学専攻では、新しい化学、物理現象、新規物質、生体生命の新しい機構などの発見、解析および体系化を通して現代社会の持続的発展と未来社会の基盤となる技術や材料の創生を目指している。化学工学を通じて、物質科学、化学工学、バイオテクノロジー、生産プロセス、環境工学分野での活躍を目指す学生を求めている。</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 学部、修士課程において、物質、材料に関する科学的基礎知識を修得していること ◆ 積極的に自主的に学ぶ意欲のあること。 ◆ 国際的・社会に対応するために必要な語学的要素を身に付けていること <p>本専攻は、九州大学工学府化学工学専攻の修士程プログラムを基盤として展開するものであることから、同課程の到達目標を達成している、もしくは同等以上の知識・能力を習得しているとみなされることを、入学の要件とする。</p>
入学者選抜方法	博士後期課程入学者選抜では、一般入試、グローバルコース、社会人特別選抜を実施する。修士論文、研究計画書などの提出書類、それに基づく口頭試験によって審査し、合否の判定を行う。

7. 教育方法及び修了要件

工学府化学工学専攻は、学士課程における工学部化学工学科から接続する専攻として、6年一貫型カリキュラムにより教育を行う。化学工学を構成する学問分野（反応工学、物質移動工学、熱工学、流体工学、プロセス制御、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、材料科学）を基礎から実践レベルまで継続的に学び、シームレスに高度な水準まで学ぶことができるが最大の特徴である。また、化学工学の分野で世界的な水準にある研究室で指導を受けることで、国際性や産業界の動向とニーズについても、広く学ぶことができる。

(1) 化学工学専攻のディプロマ・ポリシー

工学府の教育の目的	<p>本学府は、「九州大学教育憲章」に則り、主体性と工学分野の専門性、先導性、学際性、国際性の育成を目指す学士・修士一貫型教育における修士課程の教育、及びそこで培われた深い専門知識と課題探究・課題解決能力、先端的な創造性能力をより高度な水準に鍛え上げる博士課程の教育を通して、高い倫理感と国際性をもって我が国の工業技術を先導し、人類社会の課題解決に貢献する工学のプロフェッショナル、及び最先端の技術開発を担う研究者・技術者を養成することを目的としている。</p> <p>この工学府共通の目的の下に展開する各専攻における教育目標を達成した者に、修士（工学）、博士（工学）の学位を授与する。</p>
専攻の教育の目的	<p>化学工学専攻修士課程では、物理化学、反応工学、流体工学、伝熱工学、物質移動工学、プロセスシステム工学、生物化学工学で構成される化学工学に関する知識基盤を習得し、環境・エネルギー、新規機能材料、バイオテクノロジー・高度先進医療、生産プロセスに関する専門知識を教育研究し、地球環境との調和と人類の福祉に貢献できる研究者・技術者を育成する。具体的には、次の教育目標を達成した者に、修士（工学）の学位を授与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業的な化学プロセスやバイオプロセスが学問的基盤としている化学工学分野の知識基盤を獲得し、工業プロセスに応用できる能力を有する ・物質に関わる物理・化学・生命現象のメカニズムの解明を通して、実際の材料開発から製品設計・製造まで応用する、独創的な思考や専門的な技能を身に付け、新しい事象を検討する能力を有する。 ・研究者・技術者に必要な一定の教養と倫理観を身に付ける。 ・化学工学分野の知識や技能によって、環境・エネルギー分野や生物・生命分野を理解し、自ら分析、検討できる。 <p>また、博士後期課程は、学士・修士一貫型教育の上位の教育課程として、これまでに修得した物理化学、反応工学、流体工学、伝熱工学、物質移動工学、プロセスシステム工学、生物化学工学で構成される化学工学に関する知識基盤を踏まえ、環境・エネルギー、新規機能性材料、バイオテクノロジー・高度先進医療、生産プロセスに関する専門知識を自律的に教育研究し、地球環境との調和と人類の福祉を指導的にリードする研究者・技術者を育成する。具体的には、次の教育目的を達成した者に、博士（工学）の学位を授与する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工業的な化学プロセスやバイオプロセスが学問的基盤としている化学工学分野の知識基盤を獲得し、工業プロセスに応用できる総合能力を有する。 ・物質に関わる物理・化学・生命現象のメカニズムの解明を通して、実際の材料開発から製品設計・製造まで応用する、独創的な思考や専門的な技能を身に付け、新しい事象を検討、分析できる総合能力を有する。 ・研究者・技術者に必要な一定の教養と倫理観を身に付けてのこと。

	<ul style="list-style-type: none"> ・化学工学分野の知識や技能によって、環境・エネルギー分野や生物・生命分野を理解し、自ら分析、検討できる、総合能力を有する。
参照基準	<p>日本技術者教育認定機構『日本技術者教育認定基準-共通基準（2019年度～）』 (https://jabee.org/doc/2019kijun.pdf)</p> <p>日本技術者教育認定機構『日本技術者教育認定基準-個別基準（2019年度～）』 (https://jabee.org/doc/Category-dependent_Criteria2019.pdf)</p>
学修目標	<p>【修士課程】</p> <p>A.主体的な学び・協働</p> <p>A-1.（主体的な学び）自ら進んで積極的に知識の取得に努めた上で、自ら問題を見出し、その解決に取り組むことができる。</p> <p>A-2.（協働）多様な知の交流を行い、他者と協働して諸問題を解決できる。</p> <p>A-3.文章表現能力、口頭発表能力、及び討議力を持って、他の学問分野を理解し、国際的な場で交流し、情報を発信できる。</p> <p>B.知識・理解</p> <p>B-1.化学工学に関連する数多くの領域について、幅広く現象を理解し理論的に説明することができる。</p> <p>C 能力</p> <p>C-1 適用・分析</p> <p>C-1-1.情報処理技術を駆使して、化学プロセス・バイオプロセスに関する現象を解析し、動作を予測することができる。</p> <p>C-2 創造・評価</p> <p>C-2-1.高度化・複雑化した化学プロセス・バイオプロセスを設計できる。</p> <p>C-2-2.実験あるいは数値解析で得られた結果から現象の本質を見抜くことができる。</p> <p>C-2-3.工学全般に共通する自然科学の方法と論理的思考力を身に付ける。</p> <p>C-2-4.問題解決に必要な情報を収集し、それを集約する能力を身に付ける。</p> <p>C-2-5.日本のものづくりを先導し、国際的な視野で社会に貢献する意欲を持つ。</p> <p>C-2-6.化学工学の発展へ自ら寄与し、社会に還元する姿勢を有する。</p> <p>D. 実践</p> <p>D-1.国際的な場において、化学工学に関連する技術と原理を的確に説明することができる</p>

	<p>【博士後期課程】</p> <p>A. 主体的な学び・協働</p> <p>A-1.（主体的な学び）自ら進んで積極的に知識の取得に努めた上で、自ら問題を見出し、それを解決することができる。</p> <p>A-2.（協働）集団の中で統率力と実行力を持ってリーダーシップを発揮し、後進を育成することができる。</p> <p>A-3.他分野の視点を理解し、国内外の他分野の研究者とも討議することができる。</p> <p>B. 知識・理解</p> <p>B-1.化学工学に関連する数多くの領域について、幅広く現象を理解し、新たな視点から理論的に説明することができる.</p> <p>C. 能力</p> <p>C-1 適用・分析</p> <p>C-1-1.既存の化学プロセス・バイオプロセスの改善策を提案することができる。</p> <p>C-2 創造・評価</p> <p>C-2-1.新しい化学プロセス・バイオプロセスを提案することができる。</p> <p>C-2-2.問題解決に必要な情報を基に、自らの考えで問題を解決できる。</p> <p>C-2-3.ものづくりを先導し、国際的な活躍により社会に貢献する意欲を持つ。</p> <p>C-2-4.化学工学の新たな領域を切り開き、イノベーションを生み出すことを目指した学際的研究を自律的に遂行することができる。</p> <p>D. 実践</p> <p>D-1.国際的な場において、化学工学に関連する技術と原理を英語により的確に説明することができる。</p>
--	--

(2) 化学工学専攻のカリキュラムポリシー

【修士課程】

〈コースワーク〉

化学工学専攻修士課程では、授業科目と修士論文研究を通して、化学プロセス・バイオプロセスの基盤をなす化学工学をより深く学び、化学工学の研究者・技術者として必要な知識を修得し、複雑なプロセスを設計できる能力を身に付ける。同時に、化学工学を題材としつつ、「主体的な学び・協働」の能力を培い、「専門分野の知識・能力・ものの考え方」を「適用・分析」し、さらに新しい価値を「創造」できるようにする。

具体的には、化学プロセス・バイオプロセスに関する化学工学の内容を、学部よりも深化させた高等専門科目として「物質移動工学特論」、「化工流体工学特論」、「反応工学特論」、「プロセスシステム工学特論」、「生体模倣機能材料工学」、「生物プロセス工学特論 A および B」などを開講する。また、最先端のプロセスあるいはプロセスに関連する物質・現象について先端科目として「化学工学先端技術特論」、「環境流体輸送現象論」、「燃焼システム工学」、「省エネルギー工学」、「機能表面化学」、「高分子プロセス工学」、「生体由来材料工学」、「生命材料工学」、「細胞・組織工学 A および B」などを開講する。これらの知識を活用して、より高度な化学・バイオプロセスを設計し、またその挙動を理解・解析する能力を身に付ける。これらの授業科目を通して、「専門分野の知識・能力・ものの考え方 (B-1、C-1-1、C-2-1)」を育成する。

さらに、「学際性・国際性 (D-1)」のうち、特に学際性を高めるため、本学府他専攻が開講する異分野科目（2科目（4単位）以上）を必修科目とする。その中で興味のある分野の科目を選択して受講することにより、他分野の学生とともに、異分野の専門基礎知識や考え方・視点を学んで視野を広げる。国際性については、能力開発特別科目（化学工学コミュニケーション I および II）を通じて、化学工学分野の技術を国際的な場で説明できるようにする (A-3)。

また、「新しい価値を『創造』できる」ように、能力開発特別科目（化学工学情報集約演習）を開講する。これらの授業科目および修士論文研究を通して、新しい価値を「創造・評価」する (C-2-2、2-3、2-4、2-5、2-6) 能力を培う。そして、「主体的な学び・協働」に関する能力を培う科目として、能力開発特別科目として「化学工学インターンシップ」、「化学工学学生セミナー I および II」、「化学工学コミュニケーション I および II」を開講する。

〈修士論文研究〉（修士課程 1、2 年）

自ら研究上の関心や課題意識等に沿った研究室を選択し、具体的な研究テーマを設定する。研究の遂行を通して、座学で得られない経験と知識の習得を行う。

高等専門科目や先端科目の知識を確認しながら、研究を通じて、化学プロセス・バイオプロセスの基盤をなす化学工学に関連する物理・化学現象の理解と説明「知識・理解 (B-1)」、を一層向上させる。同時に、情報処理技術を駆使して現象を解析、予測「適用・分析 (C-1)」する能力を育成するとともに、現象の本質を見抜き、高度化・複雑化したプロセスの設計ができる「創造・評価 (C-2-1、C-2-2)」力を身に付ける。さらに、問題解決に必要な情報の収集・

集約を行い、化学工学の発展への寄与と社会還元を可能にする応用力「評価・創造（C-2-4、C-2-6）」を養う。

一方で、能力開発特別科目や異分野科目と連携して、工学全般に共通する自然科学の方法と論理的思考を身に付け、日本のものづくりを先導できる能力と意欲を育成「評価・創造（C-2-3、C-2-5）」する。また、自ら問題を見出し、解決すると同時に、国際的な場で情報を発信し、他社と協働でして問題解決をはかる能力と意識「主体的な学び・協働（A-1～A-3）」「実践（D-1）」を育成する。

〈研究指導体制〉

各学生は、研究室に配属されて、化学工学分野における、世界的に高い水準の研究および修士論文の作成を行い、総合能力を育成する。研究室の指導のもとに各学生は学会発表、海外大学とのセミナーへの参加などの活動を行う。これらの指導により、化学工業、製薬業、重工業、電気、自動車などの産業界で活躍するための、幅広い知識と実践的な能力を習得する。また、時代のニーズに対応して、先端的、学際的な分野に関する基礎知識を取得させ、それを応用した多様な研究を行う機会を提供する。国際的な学術交流についても、研究室指導体制の元で豊富に提供される。

これらのコースワークと研究指導を通して、化学工学について幅広い知識と実践的な能力を習得させる。

〈学位論文審査体制〉

指導教員を主査とし、専攻に所属するその他の全教員を副査とする審査委員により行う。審査委員は、提出された修士論文の精査と口頭発表会および口頭試問により評価する。修士学生は最終学年または期間短縮が認められた場合はその最終年度に定められた時間内で修士論文研究を報告する。審査委員は報告内容について質問を行い、化学工学に関する知識と理解の確認を行う。さらに、質問に対する学生の応答から、自分の考えや独創性を明確に述べることのできる発表力及び討議力を評価する。また、現状の問題点を指摘し、化学工学分野における学生自身の研究成果の位置付けと今後の自身の社会への寄与を意識させる。口頭試問会後は別室で修士学生の化学工学に関する知識、理解、討議力を評価し、最終試験の合否を判定する。

【博士後期課程】

〈コースワーク〉

化学工学専攻博士後期課程では、授業科目と博士論文研究を通して、化学プロセス・バイオプロセスの基盤をなす化学工学をさらに深く学ぶだけでなく、プロセスに関連する最先端研究の情報を収集して自ら新しいプロセスや研究課題を設定し、世界レベルで高い成果を生み出せる研究者・技術者を育成する。

具体的には、講究科目として、化学工学講究、化学工学特別演習第一および第二、化学工学研究企画演習を開講する。なお、修士課程の高等専門科目・先端科目も補助的に受講すること

で、化学工学に関連する現象を新たな視点から自律的に学び、理論的な説明や新たなプロセスの提案ができるようとする。

さらに、「学際性・国際性（D-1）」を高めるため、博士共通科目として工学研究企画を必修科目とする。この科目では、異分野の学生に対して英語で自らの研究を発表し、研究討議を行う。それにより、国際的な場において化学工学に関連する技術と原理を英語で的確に説明することができるようとする。

これらの授業科目に加え、博士論文の審査及び最終試験に合格した学生に対して、博士（工学）の学位を授与する。こうして「主体的な学び・協働」（A-1、A-2、A-3）する能力を大きく育て、「専門分野の知識・能力・ものの考え方」（B-1）をより正確に「適用・分析」（C-1-1）し、独自の価値を「創造・評価」（C-2-1）できるようとする。

〈博士論文研究〉

学部及び大学院課程の集大成であり、座学及び研究の遂行を通して、国際的研究者・技術者としての知識と実践力を養う。化学工学に関連するそれぞれの領域で、物理・化学現象を理解し、新たな視点から論理的に説明できる能力「知識・理解（B-1）」を身に付ける。その結果、化学プロセス、バイオプロセスにおいて、既存のプロセスの改善案を提案「適用・分析（C-1-1）」し、さらには新しいプロセスを構築「創造・評価（C-2-1）」できる能力を育成する。修士論文研究においては、柔軟な発想でテーマの設定、問題点の検討、得られた成果の国際的発信を行う必要があるが、博士論文研究は<講究科目>、<博士共通科目>のみならず、研究全體を通して化学工学に関して様々な人々と多方面から問題を検討し、指導能力を持って問題解決できる能力「主体的な学び・協働（A-2）」、先導者であることを意識して、解決すべく課題に積極的に取り組むことができる能力「主体的な学び・協働（A-1）」、国内外の他分野の研究者と討議する能力「主体的な学び・協働（A-3）」を育成する。また、国際的な場において、化学工学の原理と技術を説明「実践（D-1）」し、新しい化学工学の領域開拓とイノベーションの創生「創造・評価（C-2-2、C-2-4）」を実現し、国際社会へ貢献する能力と意欲「創造・評価（C-2-3）」を育成する。

〈研究指導体制〉

標準修業期間内（3年間）に博士の学位を取得することを目指し、そのために1年次から3年次まで体系的に研究活動が行えるように、指導教員を含む所属研究室の教員が、研究テーマの設定、関連研究の動向調査、研究の進め方、研究結果の評価、研究成果の発表（学会発表、論文作製）など研究全般にわたって日常的に指導する。また、より高度な研究の遂行のためにはコースワークでの知識伝達のみでは不十分であることから、以下のとおり、必要に応じて指導教員以外の複数の教員が連携して指導する仕組みを整えている。

- ・研究室主催のゼミを通して、指導教員を含む研究室の教員および他の学生と研究に関する討議を行う。発表者が討議を通じて研究指導を受けると同時に、他の学生は発表内容の理解、評価を行う能力を育成する。

- ・研究テーマに関する最新の論文を読み、研究内容およびその評価のプレゼンテーションを、研究室の教員及び学生に対して行う。

また、学術雑誌への論文投稿をはじめ、研究報告会や国内・国際学会における発表、国内外大学とのセミナーなどの幅広い活動を通じ、学生の研究活動を支援する。

これらのコースワークと研究指導を通して、化学工学に関する広範かつ高度な専門知識と卓越した分析能力を習得させ、化学工学分野の新しい分野を切り開くイノベーティブな人材を総合的に育成する。

〈学位論文審査体制〉

本審査となる博士論文提出の前に教授3名以上による予備調査会を開催し、予備調査会の承認をもって学位論文の提出が認められる（原則として、投稿学術論文1報の掲載または採択を前提とする）。その後、工学府代議委員会で学位論文が受理され、総長から学位審査指令が下った後、主査および2名以上の副査からなる論文調査委員会委員において学位論文の内容に関する詳細な審査を行う。具体的には、論文調査委員会委員の前で、学位論文の内容に関する発表と質疑応答を行い、試問の結果を踏まえて学位論文を改訂する。論文公聴会を開催し、その結果も踏まえて論文調査委員会より提出された論文調査報告書を基に、専攻の教授と論文調査委員会委員による論文審査が行われ、合否を判定する。審査委員会の報告に基づき工学府代議委員会にて最終試験の合否が決定される。

【修士課程・博士後期課程】

〈継続的なカリキュラム見直しの仕組み〉

専攻の教育プログラムの中で焦点化した学修目標の達成度は、以下の方針（アセスメント・プラン）に基づいて評価し、その評価結果に基づいて、授業科目の教授方法や授業科目の配置等の改善の必要性を「カリキュラム検討委員会」において検討する。

《アセスメント・プラン》

指導教員・副指導教員への研究の進捗報告、並びに修士論文・博士論文の審査の中で、並行して、学修目標の達成度の評価を実施する。ディプロマ・ポリシーの達成は修論論文審査・博士論文審査の場において確認する。また、修士論文発表会や学位論文審査会において、修士論文や学位論文が学位を得るべき内容であることを確認する。

（3）教育方法の考え方と授業科目

①専攻としての考え方

化学工学専攻では、学士・修士の6年一貫型カリキュラムにおける修士課程の教育、そしてそこで培われた深い専門知識と課題探究・課題解決能力、先端的な創造性能力をより高度な水準に鍛え上げる博士後期課程の教育を通して、高い倫理感と国際性をもって我が国の工業技術を先導し、人類社会の課題解決に貢献する工学のプロフェッショナル、及び最先端の技術開発を担う研究者・技術者を養成する。このため、物理化学、反応工学、生物化学工

学、物質移動工学、伝熱工学、流体工学、プロセスシステム工学などの学問から構成される化学工学を元に、「生物・生命」、「環境・エネルギー」、「マテリアル」の3領域へ応用するための教育を行う。学際一分野横断的である、化学工学の分野において、研究者・技術者育成の場として、積極的に新しい分野に挑戦し、物質科学や生産プロセスを総合的に解析、高度化、創造するための教育と研究を行う。

②修士課程における教育方法と授業科目

化学工学専攻修士課程では、化学工学を知識基盤として、物質科学や生産プロセス、生命科学を総合的に理解し、社会に貢献できる研究者・技術者を目指して、教育課程を編成する。教育課程は、授業を通じた【コースワーク】と研究室に所属して行う【修士論文研究】に大別される。

【コースワーク】

化学工学の中核をなす、反応工学、物質移動工学、熱工学、流体工学、プロセス制御に加えて、バイオテクノロジー、ナノテクノロジー、材料科学なども対象とした幅広い専門教育と研究を行い、これらに関連した豊富な授業科目を有するカリキュラムと充実した研究指導体制を整えている。学部において、学生が学んだ基礎科目をより高度な水準で学ぶことのできる科目を設置している。

また、情報系の教育科目として、高等専門科目として、化学プロセスの制御・数理化技術、コンピュータを用いた計算法やシミュレーションを学修するための科目を設置し、先端科目として、化学プロセスを設計するための実践的な科目を設置している。修士課程における数理学を基礎とした化学工学の知識と実践を身に付ける。

履修の事例について述べる。例えば、熱工学の領域は、学部課程で、物理化学、基礎熱工学などの基礎を学ぶ。修士課程においては、熱工学を高等的に展開した、熱移動工学、燃焼工学、省エネルギー工学といった科目が展開されており、これらを通じて高等的な熱工学を身に着ける。化学工学を形成する各学問分野について、同様に学部課程で学んだ基礎を高等的に学ぶための専門科目が設置され、各学生はコースワークを通じて、化学工学の各分野の知識基盤を涵養できる。

- ・高等専門科目：修士課程における各学問分野における基本科目。基礎科学の理解を基盤にしながら、物質科学、生産プロセス、バイオテクノロジー、環境工学などに関する、化学工学の広範な基礎知識を獲得し、理解する総合能力を身に付ける。
- ・先端科目：個別学問分野における先端的、学際的科目。化学工学に関する高度な先端科学に関する情報を集約し、分析・総合することで問題解決に結びつける研究能力を身に付ける。
- ・能力開発特別科目：説明能力、研究企画能力、研究調査能力など、研究者・技術者に必須な個人能力向上のための科目。化学工学分野において国際的に活躍するために必要なコミュニケーション能力を修得する。
- ・異分野科目：他学科が設置した科目を学び、幅広い知識を修得する。

【修士論文研究】

修士論文は上記科目区分の講義で学んだ内容を基にして、自らそれを応用し、考察し、またモノや手法を創造することで問題を解決する PBL (Problem-Based Learning) の集大成となるものである。

学生は、自らが選択した研究室において具体的な研究テーマを設定し、研究の遂行を通して、座学で得られない経験と知識の習得を行う。高等専門科目や先端科目の知識を確認しながら、研究を通じて、化学プロセス・バイオプロセスの基盤をなす化学工学に関連する物理・化学現象の理解と説明を一層向上させる。同時に、情報処理技術を駆使して現象を解析、予測する能力を育成するとともに、現象の本質を見抜き、高度化・複雑化したプロセスの設計ができる力を身に付ける。さらに、問題解決に必要な情報の収集・集約を行い、化学工学の発展への寄与と社会還元を可能にする応用力を養う。一方で、能力開発特別科目や異分野科目と連携して、工学全般に共通する自然科学の方法と論理的思考を身に付け、日本のものづくりを先導できる能力と意欲を育成する。また、自ら問題を見出し、解決すると同時に、国際的な場で情報を発信し、他社と協働でして問題解決をはかる能力と意識を育成する。

【研究指導体制】

各学生を研究室に配属し、化学工学分野における世界的に高い水準の研究および修士論文の作成を行い、総合能力を育成する。研究室の指導のもとに各学生は学会発表、海外大学とのセミナーへの参加などの活動を行う。これらの指導により、化学工業、製薬業、重工業、電気、自動車などの産業界で活躍するための、幅広い知識と実践的な能力を習得する。また、時代のニーズに対応して、先端的、学際的な分野に関する基礎知識を取得させ、それを応用した多様な研究を行う機会を提供する。国際的な学術交流についても、研究室指導体制の下で豊富に提供する。

これらのコースワークと研究指導を通して、化学工学について幅広い知識と実践的な能力を修得させる。

【学位論文審査体制】

指導教員を主査とし、専攻に所属するその他の全教員を副査とする審査委員により行う。審査委員は、提出された修士論文の精査と口頭発表会および口頭試問により評価する。修士学生は最終学年または期間短縮が認められた場合はその最終年度に定められた時間内で修士論文研究を報告する。審査委員は報告内容について質問を行い、化学工学に関する知識と理解の確認を行う。さらに、質問に対する学生の応答から、自分の考え方や独創性を明確に述べることのできる発表力及び討議力を評価する。また、現状の問題点を指摘し、化学工学分野における学生自身の研究成果の位置付けと今後の自身の社会への寄与を意識させる。口頭試問会後は別室で修士学生の化学工学に関する知識、理解、討議力を評価し、最終試験の合否を判定する。

【継続的なカリキュラム見直しの仕組み】

当該プログラムの中で焦点化した学修目標の達成度は、以下の方針（アセスメント・プラン）に基づいて評価し、その評価結果に基づいて、授業科目の教授方法や授業科目の配置等の改善の必要性を「カリキュラム検討委員会」において検討する。

《アセスメント・プラン》

指導教員・副指導教員への研究の進捗報告、並びに修士論文の審査の中で、並行して、学修目標の達成度の評価を実施する。ディプロマ・ポリシーの達成は修論論文審査の場において確認する。また、修士論文発表会や学位論文審査会において、修士論文が学位を得るべき内容であることを確認する。

③博士後期課程における教育方法と授業科目

化学工学をなす、材料化学、分子システム、生物化学工学、環境調和システムなどの講究科目が設置される。各学生は化学工学分野の専門的な知識を深化し、知識や技能を統合化、体系化する。また、幅広い工学の分野と視野を、博士共通科目として配置されている「工学研究企画」を通じて学ぶ。

修士課程と同様に研究室における指導体制が敷かれ、世界的な高い水準と実践性を有する化学工学の知識について、研究室指導のもとで提供される。産業界で活躍するための能力、国際的な知識と経験を身に付けるための機会が提供される。

【コースワーク】

博士後期課程では、授業科目と博士論文研究を通して、化学プロセス・バイオプロセスの基盤をなす化学工学をさらに深く学ぶだけでなく、プロセスに関連する最先端研究の情報を収集して自ら新しいプロセスや研究課題を設定し、世界レベルで高い成果を生み出せる研究者・技術者を育成する。

具体的には、講究科目として、「化学工学講究」、「化学工学特別演習第一および第二」、「化学工学研究企画演習」を開講する。なお、修士課程の高等専門科目・先端科目も補助的に受講することで、化学工学に関連する現象を新たな視点から自律的に学び、理論的な説明や新たなプロセスの提案ができるようとする。

さらに、博士共通科目として「工学研究企画」を必修科目とする。この科目では、異分野の学生に対して英語で自らの研究を発表し、研究討議を行う。それにより、国際的な場において化学工学に関連する技術と原理を英語での的確に説明することができるようとする。

【博士論文研究】

化学工学に関連するそれぞれの領域で、物理・化学現象を理解し、新たな視点から論理的に説明できる能力を身に付ける。その結果、化学プロセス、バイオプロセスにおいて、既存のプロセスの改善案を提案し、さらには新しいプロセスを構築できる能力を育成する。

また、研究全体を通して化学工学に関する多方面から問題を検討し、指導能力を持って問題解決できる能力、先導者であることを意識して、解決すべく課題に積極的に取り組むことができる能力、国内外の他分野の研究者と討議する能力を育成する。また、国際的な場において、化学工学の原理と技術を説明し、新しい化学工学の領域開拓とイノベーションの創生を実現し、国際社会へ貢献する能力と意欲を育成する。

【研究指導体制】

各学生は、研究室に配属されて、化学工学分野における、世界的に高い水準の研究および博士論文の作成を行い、総合能力を育成する。研究室の指導のもとに各学生は学会発表、海外大学とのセミナーへの参加などの活動を行う。これらの指導により、化学工業、製薬業、重工業、電気、自動車などの産業界を将来リードするための、幅広い知識と実践的な能力を習得する。また、時代のニーズに対応して、先端的、学際的な分野に関する基礎知識を取得させ、それを応用した多様な研究を行う機会を提供する。国際的な学術交流についても、研究室指導体制の元で豊富に提供される。

これらのコースワークと博士論文研究を通じた研究指導により得た化学工学についての幅広い知識と実践的な能力を活用し、化学工学の新たな領域を切り開き、イノベーションを生み出すことができる人材を育成する。

【学位論文審査体制】

本審査となる博士論文提出の前に教授3名以上による予備調査会を開催し、予備調査会の承認をもって学位論文の提出を認める（原則として、投稿学術論文1報の掲載または採択を前提とする）。その後、工学府代議委員会で学位論文を受理し、総長から学位審査指令が下った後、主査および2名以上の副査からなる論文調査委員会委員において学位論文の内容に関する詳細な審査を行う。具体的には、論文調査委員会委員の前で、学位論文の内容に関する発表と質疑応答を行い、試問の結果を踏まえて学位論文を改訂する。論文公聴会を開催し、その結果も踏まえて論文調査委員会より提出された論文調査報告書を基に、専攻の教授と論文調査委員会委員による論文審査を行い、合否を判定する。審査委員会の報告に基づき工学府代議委員会にて最終試験の合否を決定する。

【継続的なカリキュラム見直しの仕組み】

当該プログラムの中で焦点化した学修目標の達成度は、以下の方針（アセスメント・プラン）に基づいて評価し、その評価結果に基づいて、授業科目の教授方法や授業科目の配置等の改善の必要性を「カリキュラム検討委員会」において検討する。

《アセスメント・プラン》

指導教員・副指導教員への研究の進捗報告、並びに博士論文の審査の中で、並行して、学修目標の達成度の評価を実施する。ディプロマ・ポリシーの達成は博士論文審査の場に

において確認する。また、博士論文発表会や学位論文審査会において、博士論文が学位を得るべき内容であることを確認する。

(4) 主要な授業科目の実施方法と配当年次

【修士課程】

化学工学を構成する主要な分野として、物理化学、熱力学、移動現象、流体工学、反応工学、生物化学工学、プロセス制御、材料科学が挙げられる。これらを修士課程の高等なレベルで取得するために、高等専門科目を開講する。高等専門科目として、「熱移動工学特論」(熱力学)、「物理化学特論」(物理化学)、「反応工学特論」(反応工学)、「化工流体特論」(流体工学)、「物質移動工学特論」(移動現象)、「プロセスシステム工学特論」(プロセス制御)、「生物プロセス工学特論 A・B」(生物化学工学)、「レオロジー工学」(材料科学)、「生体模倣機能材料工学」(材料科学)を開講する。高等専門科目の配当年次は全て1年次とする。

また、化学工学に密接に関連する最先端科学の知識および考え方を学ぶために、先端科目として、「燃焼システム工学」(熱力学)、「省エネルギー工学」(熱力学)、「環境流体輸送現象」(移動現象、流体工学)、「電気化学システム工学」(プロセス制御)、「機能表面化学」(反応工学)、「生命材料工学」(生物化学工学)、「細胞組織工学 A・B」(生物化学工学)、「生体由来材料工学」(材料科学)、「高分子プロセス工学」(材料科学)を設置する。先端科目については主に1年次の秋、冬を中心開講し、一部は2年次に配当する。

研究者・技術者に一般的に求められる素養を修得する能力開発特別科目として「化学工学コミュニケーション I・II」、「化学工学学生セミナー I・II」、「化学工学情報集約演習」「化学工学インターンシップ」を開講する。学生が自身の学修状況に応じて2年間の間に履修できるよう、1年次及び2年次に開講する。

さらに、異分野科目では、学生の視野を広げ俯瞰力を身に付けさせる機会を広く提供できるよう、本学府が教授する全専門分野(材料工学、応用化学、機械工学、水素エネルギーシステム、航空宇宙工学、量子物理工学、船舶海洋工学、地球資源システム工学、土木工学)に関する授業を開講する。異分野科目は主として1年次の秋学期、冬学期を中心に開講する。

【博士後期課程】

「化学工学講究」、「化学工学研究企画演習」、「化学工学特別演習第一・第二」、および「工学研究企画」を1年次から3年次の通年科目として配置する。

(5) 修了要件

【修士課程】

修士課程に2年以上在学し、以下の要件を満たす30単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、修士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、在学期間に

関しては、優れた研究業績を上げた者については、修士課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- (a)高等専門科目（6単位以上修得）
- (b)先端科目（4単位以上修得）
- (c)能力開発特別科目（4単位以上修得）
- (d)異分野科目（4単位以上修得）

なお、4単位を上限として、大学院基幹教育科目及び他学府が開講する科目を異分野科目の単位として認定する。

【博士後期課程】

博士後期課程に3年以上在学し、以下の要件を満たす10単位以上を修得し、かつ、必要な研究指導を受けた上、博士論文の審査及び最終試験に合格すること。ただし、在学期間に関しては、優れた研究業績を上げた者については、博士後期課程に1年以上在学すれば足りるものとする。

- (a)講究科目（8単位以上修得）

なお、講究科目の選択科目のうち、「化学工学講究A～I」から4単位を選択必修とする。

- (b)博士共通科目（2単位修得）

＜必修科目＞工学研究企画（2単位）

なお、指導教員の指導により履修した他学府等の授業科目を関連授業科目として単位認定することができる。

（6）研究の倫理審査体制の具体的内容等

研究実施に当たっての倫理審査については、人を対象とする医学系研究、遺伝子治療等臨床研究、ヒトゲノム・遺伝子解析研究のそれぞれに規程を設け、それぞれ研究を開始する前に、各部局に設置された倫理審査委員会の審査を受け、許可されたものについて研究を実施することとしている。

また、研究活動上の不正行為（捏造、改ざん、濫用等）を防止し、適正な研究活動を推進することを目的として、「国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程」を制定し、本学における研究者の研究活動上の責務、研究倫理教育の実施、不正行為の防止、不正行為に関する申立て等への対応、不正行為が行われた場合の措置等を規定し、研究不正等に全学的に対応する体制を整備している。

具体的には、同規程に基づき、不正行為に関する申立て等に対応するための「研究不正申立て窓口」、申立て内容の合理性及び調査可能性等についての予備調査と予備調査後の本調査において不正行為が行われたか否かの判定を行う「九州大学適正な研究活動推進委員会」、本調査を行うための「研究不正調査部会」が設置されている。

加えて、研究活動の不正行為を事前に防止するための「研究倫理教育の実施に関する要項」も定めており、各部局長を研究倫理教育責任者とし、研究者等に対して全学的に共通の教材によるe-learningシステムを活用した研究倫理教育を実施している。本研究倫理教育では、受講後に実施するテストで一定の点数を超えた場合のみ受講を修了したものとし、研究者に求められる倫理規範を習得させる体制を整備している。

8. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備状況

工学府がある伊都キャンパスには、図書館、キャンパスライフ・健康支援センター（健康相談室、学生相談室）、外国人留学生・研究者サポートセンター、食堂・売店等の福利厚生施設が充実している。また、伊都キャンパス近くには学生寮が設けられている（ドミトリー1、ドミトリー2、ドミトリー3、伊都協奏館）。

学生向けの施設については、伊都キャンパスに多目的グラウンド、総合体育館、屋内プール、テニスコートが、整備されている。このほか課外活動施設（サークル棟）も整備されている。

学生が休息するスペースとしては、課外活動施設（サークル棟）、食堂、建物によっては休憩スペース（リフレッシュルーム）が整備されている。

(2) 校舎等施設の整備状況

教室については、本学府の特色ある教育を展開できるよう、伊都キャンパスに次のような形で工学部・工学府共通の講義室が整備されているほか、化学工学専攻でも教室が整備されている。

①工学部・工学府共通講義室・演習室（伊都キャンパスウエストゾーン）

西講義棟	工学部第1講義室（245人規模）
	工学部第2講義室（133人規模）
	工学部第3講義室（184人規模）
	工学部第4講義室（111人規模）
総合学習プラザ	工学部第5講義室（88人規模）
	工学部第6講義室（88人規模）
	工学部第7講義室（88人規模）
	工学部第8講義室（88人規模）
	工学部第9講義室（88人規模）
	工学部第10講義室（50人規模）

工学部第 11 講義室（50 人規模）
工学部第 12 講義室（88 人規模）
工学部第 13 講義室（88 人規模）
工学部第 14 講義室（88 人規模）
工学部第 15 講義室（88 人規模）
工学部第 16 講義室（88 人規模）
工学部大講義室（222 人規模）
ウエスト 4 号館 工学部中講義室（130 人規模）

②実験・研究室

問題や課題の解決に向けた研究に取組むための活動スペースとして、実験・研究室が整備されている。

また、教員と学生の日常的なコミュニケーションがスムーズに図られるよう、実験室や演習室と教員の研究室を近距離に整備している。

（3）図書等の資料及び図書館の整備

①図書館の整備状況

九州大学附属図書館の全蔵書は、図書約 4,200,000 万冊、学術雑誌約 77,000 冊、アクセス可能な電子ブック約 63,000 タイトル、アクセス可能な電子ジャーナル約 63,000 タイトルを所蔵し、各種データベースサービスを提供している。データベースや電子ジャーナルは、学外からもアクセス可能となっている。そのうち、理系図書館には、図書約 1,017,000 冊、学術雑誌約 23,000 冊が収蔵されている。長年にわたる計画的な図書資料の収集・整備により、工学部の教育研究領域に関する図書・学術雑誌類は充実している状況にあり、現在も年間で図書が約 500 冊、学術雑誌約 300 冊を受け入れる等、更なる充実を図っている。

9. 管理運営

（1）学府ガバナンスの基本方針

九州大学は、世界的研究・教育拠点（グローバル・ハブ・キャンパス）となることを目標に、基幹教育を基盤として学部専攻教育から大学院教育に至るまでの体系的なカリキュラムによりアクティブラーナーを育成すると共に、大学や部局の IR（Institutional Research）情報等に基づき、教育研究の理念や社会的課題への対応の観点から様々な活動を自己点検評価しながら自律的改革に取り組んでいる。

工学府は、このようなグローバル・ハブ・キャンパスを形成していくための大学全体の取組に加え、我が国の産業界を支える工学系人材の育成に貢献しており、総長が任命する学府長がイニシアチブを十分に発揮しながら、九州大学のミッションを踏まえた学府としてのミッションを、迅速かつ効果的に学府運営に反映できる管理運営体制の構築、運営に努めている。

また、学府長は、大学運営上、極めて重要な職であることから、教授会が候補者を総長に推薦したうえで、役員会において当該候補者から部局の運営方針等についてヒアリングを行い、役員会の議を経て、総長が学府長を任命することとなっている。

(2) 教授会及び運営会議

教授会の審議事項は、工学府の組織運営及び教育課程に関わる重要事項並びに学生の懲戒等に関わる事項とし、その他を代議員会（教授会の構成員のうちの一部の者をもって構成される会議）に委任している。教授会は、専任の教授で構成し、原則4月に開催し、その他必要に応じて随時開催する。

代議員会の審議事項は、教授会から委任された事項、その他部局の管理運営に関する必要な事項としている。代議員会は、工学府長、副研究院長、各専攻長、運営審議会委員、その他学府長が必要と認めた者で構成し、原則毎月1回定例で開催する。

(3) 常設委員会

工学府の恒常的な業務を円滑に処理するため、常設委員会として、大学評価委員会、運営審議会、教育企画委員会、学務委員会、入学試験委員会を置く。

(4) 教学マネジメント

本学府で養成する人材像を踏まえた、体系的な教育課程の編成、組織的な教育の実施、厳格な成績評価等、教学マネジメント体制を実現するため、本学府に教育企画委員会副委員長、各専攻の教員、その他委員会が必要と認めた教員で構成される学務委員会を組織する。

(5) 人事給与システム

九州大学では、魅力ある年俸制給与体系とメリハリある業績評価体制の一体的構築により、組織の活性化及び多様な人材を確保することを目的に、平成26年10月1日から教員の年俸制を導入している。今後も年俸制の導入促進に取り組むとともに、本学独自の取組である「大学改革活性化制度」を活用した多様な人事を促進し、教員の流動性の向上と教育研究の活性化を図っている。

10. 自己点検・評価

(1) 全学の自己点検・評価

全学的な自己点検・評価について、九州大学学則第2条において、「教育研究水準の向上を図り、本学の目的及び社会的使命を達成するため、本学における教育研究活動等の状況について自ら点検及び評価を行い、その結果を公表すること」及び「自己点検・評価及び第三者評価等多様な評価の結果を本学の目標・計画に反映させ、不断の改革に努める」ことを定め、学則第33条で大学評価に関する重要事項を審議する組織として、大学評価委員会を置くことを定めている。

大学評価委員会は、①本学の教育及び研究、組織及び運営並びに施設及び設備の評価、②国立大学法人評価、③認証評価、④教員の教育・研究等活動の評価、⑤各部局の評価活動の総括、⑥大学評価に係る報告書の作成及び公表、⑦教員活動進捗・報告システム（QRADeRS）の運用等に関することを任務とし、総長を委員長とし、理事、副学長、各部局の長、事務局長で構成している。

全教員を対象とする教員活動評価も実施しており、教員活動評価では、①教員自身の教育研究活動の把握と改善向上と、②部局の将来構想における諸施策への活用を目的に、全学での基本的枠組みを設定し、部局の特性に配慮した実施体制や実施方法を定め、部局ごとに実施している。

また、教育・研究活動の継続的な改善を行っていくためには、改善に役立つための評価活動の質の向上を進めると同時に、効率的・効果的な評価体制の構築も必要であるため、九州大学では、多様かつ大量の必要データを処理・管理する情報処理システムの開発・運用を行っている。①大学経営や将来計画に関する基礎資料を収集、②自己点検・評価及び第三者評価への基礎資料、③教員が教員活動評価のために毎年度提出する報告書への活用、④国際交流や社会貢献推進のための情報公開への活用、⑤学内外からの教育研究活動に関する調査への対応の5つを目的に掲げ運用している「大学評価情報システム」をはじめ、中期目標・計画の達成を念頭に置きながら、年度計画の自己点検・評価や根拠資料の収集・保管、さらには次年度計画の立案までの一連の業務をサポートする「中期目標・中期計画進捗管理システム」等を運用し、全学的な評価活動の質の向上と、効率的・効果的な評価体制の構築を図っている。

さらに、平成28年4月には、学内の様々なデータを一元的に収集、管理し、組織としての管理・運営機能の強化を図ることを目的に、これまで本学における点検・評価活動に対する支援や、学内外への情報の提供等の業務を担っていた大学評価情報室を、インスティテューションナル・リサーチ（IR）室として発展的に改組し、現状把握や改善事項への対応を迅速に行える体制の強化を図っている。

九州大学では、国立大学法人評価、大学機関別認証評価等の評価において、上記の組織体制のもと点検・評価を行うとともに、評価結果の分析を行い、課題や改善点を整理した上で学内に対応を促す等、評価を適切に改善につなげる取組を推進している。

（2）工学府の自己点検・評価

工学府では、中期目標期間における全学的な方針である「自己点検・評価体制に関する基本方針」と、「年度計画の自己点検・評価に係る実施要領」に基づく本学部内の自己点検・評価を行う組織として、常設委員会として大学評価委員会を設置している。

当該委員会を中心に、大学の中期目標・中期計画を踏まえた上で、教育面においても研究面においても、グローバル化の推進に関する目標計画を多く立てており、世界的な教育研究拠点となるために、教育の国際化、工学系人材育成、学際・異分野融合の推進に向けた取り組みを含んだ中期目標・中期計画を策定するとともに、学生の受け入れに関する事項、教育内容及び方法に関する事項、学修成果に関する事項について、点検・評価を行っている。

1 1. 情報の公開

(1) 大学としての情報の公開

九州大学では、インターネット上に大学のホームページを開設し、大学としての基本方針である「教育憲章」や「学術憲章」をはじめ、中期目標・中期計画等、大学の取組に関する様々な情報を発信するとともに、カリキュラム、カリキュラムマップ、シラバス、授業科目のナンバリング、定員、学生数、教員数や学内規則等、大学の基本情報を公開している。具体的な公表項目の内容と公開しているホームページのアドレスは次のとおりである。

- ①大学の教育研究上の目的に関すること
- ②教育研究上の基本組織に関すること
- ③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績に関すること
- ④入学者に関する受入方針及び入学者の数、収容定員及び在学する学生の数、卒業又は修了した者の数並びに進学者数及び就職者数その他進学及び就職等の状況に関すること
- ⑤授業科目、授業の方法及び内容並びに年間の授業の計画に関すること
- ⑥学修の成果に係る評価及び卒業又は修了の認定に当たっての基準に関すること
- ⑦校地、校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること
- ⑧授業料、入学料その他の大学が徴収する費用に関すること
- ⑨大学が行う学生の修学、進路選択及び心身の健康等に係る支援に関すること

上記①～⑨ <http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/education>

⑩その他

- a. 中期目標・中期計画、自己点検・評価報告書、認証評価の結果等
<https://www3.ir.kyushu-u.ac.jp/university-evaluation>
- b. 学内規則
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/information/rule/rulebook/>
- c. 学部・学府等の設置関係の書類
<http://www.kyushu-u.ac.jp/ja/university/publication/establish>

1 2. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

(1) 全学的な取組

九州大学では、教育データに基づく教育改革の PDCA サイクルを確立させ、各学部等との連携により、全学的な教育改革を推進し、教育の国際的な通用性を高めることを目的とする全学組織として「教育改革推進本部」を設置している。同本部では、全学的な FD 活動を実施するとともに、各部局と連携して、各部局の FD 活動の支援を恒常的に行っている。

全学的な FD 活動では、全学的な教育課題等に関する内容を中心に、部局の FD 活動では、部局ごとの特性に応じた教育課題を取り上げて実施しており、FD を企画する際には、教職員を対象としたアンケートや、学生を対象とした授業評価アンケートの結果を活用している。

全学的な FD 活動として、新採用となった教員等を対象に本学の将来の展望等について理解を深め、教育者・研究者としての資質と大学の構成員としての自覚を高める初任教員研修をはじめ、学習支援システム講習会、メンタルヘルス講習会、電子教材開発・著作権講習会、バリアフリー講習会等、教育活動の全般にわたる FD 活動を実施している。これらの活動を通じて全学的な教育課題等に関する啓発や、課題の共有が図られ、カリキュラム、シラバス、教育手法、成績評価方法等の改善につながっている。

また、FD 活動以外にも、全学的な職務関連研修を実施するほか、大学職員に必要な知識・技能を習得させ、必要な能力及び資質を向上させるために、以下の取組を実施している。

- コンプライアンスを確保するため、本学の体制・取組、非違行為の概要等を学び、コンプライアンスの重要性の認識と理解を深める「職員コンプライアンス研修」
- 研究費不正を防止するための「研究費の運営・管理に係るコンプライアンス教育」(e-ラーニング)
- 近年の不正競争防止法の諸改正等を受け、秘密情報の漏えい等を事前に防止し、適正な秘密管理を図る「大学における営業秘密管理 e-ラーニング研修」
- 国の方針や大学への要請等について理解を深め、職員個人の資質向上はもとより、組織として業務を円滑に遂行するための職員間における連帶意識の醸成を図る「学務事務研修」
- ビジネスライティングの基本的なルールと相手や状況に合わせた表現方法を学修し、留学生及び外国人研究者への対応能力及び海外の大学等との E メールや文書による調整能力を涵養する「職員英語ビジネスライティング研修」等

(2) 工学府の取組

工学府では、全学的な FD 活動を踏まえ、学務委員会が学府内の FD に関する企画・実施を担当している。

学務委員会は、年度毎にテーマを定め教育関連の FD 企画を立案している。近年は、「留学生の教育指導」、「e-learning システムや e ポートフォリオシステムの活用」、「成績不振学生への指導」、「英語による革新的な授業方法」、「ハラスマント防止」、「アンガーマネジメント」をテーマとして FD を実施しており、改組後も引き続き教育の質の向上及び学生支援の充実に資する企画を実施する。

13. 社会的・職業的自立に関する指導等及び体制

九州大学では、学生が「学び」を主体とした学生生活を送るための修学・生活支援、進路・就職支援を全学的な立場から統括・支援する組織として学務部にキャリア・奨学支援

課を設置し、修学支援、進路・就職支援、正課外活動支援、経済支援を柱とした取組を実施し、教育と支援のシームレスな関係構築に取組んでいる。

具体的な就職支援企画としては、主体的に進路を選択する能力の育成や、就業意識の形成を目的に、学部の低年次から「キャリアガイダンス」と、「業界・企業研究セミナー」を実施しているほか、3年次には「就活キックオフ&インターンシップガイダンス」、「インターンシップ企業合同セミナー」、「インターンシップ事前講習」、「インターンシップ対策講座」、「ビジネスマナー講座」、「内定者との座談会」等に加え、自己分析・自己PR講座、業界研究・志望動機講座、SPI対策講座、面接マナー講座、集団面接対策講座、個別面接対策講座、グループディスカッション講座等の就職支援に関する講座で構成する「就活対策講座(ES・面接対策)」を実施している。最終学年では、面接対策セミナーのほか、学内合同企業説明会(就職フェア)や、学内個別企業説明会等を実施している。

日本での就職を希望する外国人留学生に対しては、就職支援企画として「外国人留学生のための就職活動講座(全10回)」や、外国人留学生向けの「ビジネス日本語講座」、「ビジネスマナー講座」、「ビジネスコミュニケーション講座」、「内定者セミナー」、「企業研究セミナー」の他、「留学生のためのJOB FAIR」等を実施している。

さらに、キャリア・奨学支援課とキャンパスライフ健康支援センターとが合同で、障害のある学生向けの支援企画「就活サキドリ講座」、「インターンシップ」及び「キャリアガイダンス」を実施している。

また、就職後、あるいは大学院進学後に求められる実践的な英語能力を在学中に身に付けさせることを目的に、6週間のTOEIC対策プログラムを実施している。

具体的な就職支援制度としては、就職情報室を3か所に設置し、就職支援に関するイベントの情報提供をはじめ、就職活動に役立つ書籍の配架や、求人情報の提供などを行うほか、各キャンパスに就職相談室を設け、進路・就職アドバイザー6名を配置し、学生の就職に関する相談に対応している。また、学生は就職活動中に、九州大学東京オフィス・大阪オフィス・博多オフィスのパソコンやネット回線、ラウンジを利用することが可能である。

その他の取組として、就職活動を行う学生を対象とする「就活手帳」や、「九大生の就活体験記」の作成・配布、志望業界・企業のOB・OG訪問支援、求人情報Webシステムでの会社概要や求人情報の公開、九州大学の進路・就職コーディネーターが企業を訪問し、採用に関する情報をまとめた企業訪問情報シートの公開を行っている。

これらの就職支援に関する企画等は、九州大学のWebサイトや九州大学学生支援サイトにまとめて掲載し、学生が必要な情報に容易にアクセスできるようにしている。

(別添資料目次)

【資料1】 国立大学法人九州大学教員の定年に関する規程

【資料2】 入学から修了までのスケジュール表

【資料3】 履修モデル

【資料4】 研究の倫理審査体制に関する規程

九州大学人を対象とする医学系研究に関する規程

九州大学遺伝子治療等臨床研究に関する規程

九州大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規程

国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程

研究倫理教育の実施に関する要項

【資料5】 大学院学生の研究室内の見取図

国立大学法人九州大学教員の定年に関する規程

平成 16 年度九大就規第 12 号
 施行：平成 16 年 4 月 1 日
 最終改正：平成 27 年 3 月 30 日
 (平成 26 年度九大就規第 13 号)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学就業通則（平成 16 年度九大就規第 1 号）第 15 条第 1 項の規定に基づき、国立大学法人九州大学に勤務する教員の定年について定めるものとする。

第2条 教員の定年は、65 歳とする。

2 定年による退職の日は、定年に達した日以後における最初の 3 月 31 日とする。

第3条 前条第 1 項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者の定年は、70 歳とする。

- (1) 文化勲章又はノーベル賞を授与された者
- (2) 総長が前号に掲げる賞に相当すると認める賞を授与された者

附 則

1 この規程は、平成 16 年 4 月 1 日から施行する。

2 第 2 条第 1 項の規定にかかわらず、生年月日が次表の左欄に掲げる年月日に該当する教員の定年は、同表右欄に掲げる年齢とする。

生年月日	定年年齢
昭和 16 年 4 月 2 日～昭和 22 年 4 月 1 日	63 歳
昭和 22 年 4 月 2 日～昭和 24 年 4 月 1 日	64 歳

附 則（平成 26 年度九大就規第 13 号）

この規程は、平成 27 年 4 月 1 日から施行する。

入学から修了までのスケジュール（化学工学専攻・修士課程）

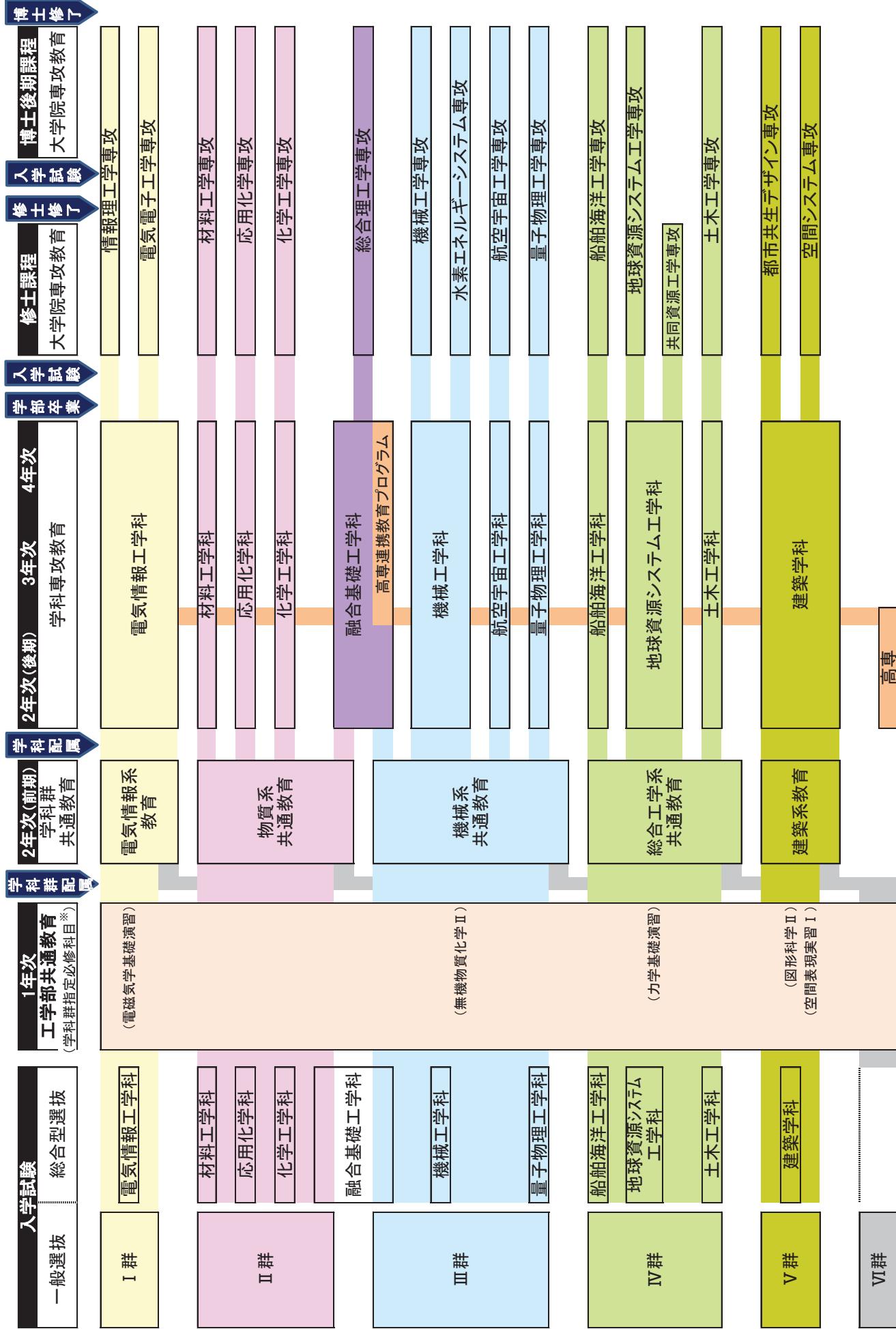
1年次	項目	指導内容	専攻委員会
4月	履修ガイダンス（年間分）	履修登録 指導教員申請	履修ガイダンス 指導教員の決定
4月	研究テーマの検討	研究領域の決定 履修指導	履修登録状況の確認
6月	研究企画レポートの作成	レポート作成指導	
6月	研究企画の検討会（随時）	研究テーマの検討 発表内容における課題の整理や助言等	
10月	修士論文の研究・執筆の開始	各自の研究テーマに基づいた研究の遂行・論文作成指導	
3月	1年次研究発表	研究発表の指導	
2年次	内容	指導内容	専攻委員会
4月	研究の継続と構想 履修登録	各自の研究テーマに基づいた論文作成の再考 研究発表に向けた計画	履修ガイダンス
7月	中間発表	修士論文の途中経過および成果の中間発表 発表内容における課題の整理や助言等	中間発表会の実施
8月～	修士論文の研究・執筆の継続	各自の研究テーマに基づいた研究の遂行・論文作成指導	
12月		修士論文審査申請	修士論文審査申請書の受理、審査委員の選出（論文審査委員会）
2月	最終発表会	修士論文審査会（発表）	
2月	合否判定		単位取得状況、論文審査結果より合否判定・修士学位授与の判定
3月	修士課程修了 学位記授与		

入学から修了までのスケジュール（化学工学専攻・博士後期課程）

1年次	項目	指導内容	専攻委員会
4月	履修ガイダンス（年間分）	履修登録 指導教員申請	履修ガイダンス 指導教員の決定
4月	研究テーマの検討	研究領域の決定 履修指導	履修登録状況の確認
6月	研究企画レポートの作成	レポート作成指導	
6月	研究企画の検討会（随時）	研究テーマの検討 発表内容における課題の整理や助言等	
3月	1年次研究発表	研究発表の指導	
2年次	内容	指導内容	専攻委員会
4月	研究の継続と構想 履修登録	各自の研究テーマに基づいた研究発表に向けた計画	履修ガイダンス
3月	2年次研究発表	研究発表の指導	
3年次	内容	指導内容	専攻委員会
4月	研究の継続と構想 履修登録	各自の研究テーマに基づいた論文作成の再考 研究発表に向けた計画	履修ガイダンス
4月～	博士学位論文の作成	各自の研究テーマに基づいた研究の遂行・論文作成指導	
7月	中間発表	博士論文の途中経過および成果の中間発表 発表内容における課題の整理や助言等	中間発表会の実施
8月～	博士論文の研究・執筆の継続	各自の研究テーマに基づいた研究の遂行・論文作成指導	
10月	博士学位論文審査願の提出		博士学位論文審査願書の受理、審査委員の選出（論文審査委員会）
11月	予備審査用の学位論文等提出		
12月	学位申請受理の可否の決定		単位取得状況、予備審査による論文審査結果より受理の可否判定

1月	学位論文申請書、学位論文等の提出		
1月	学位論文の審査会（公開）での発表、質疑応答、筆答による学力確認		
3月	合否判定		単位取得状況、論文審査結果より合否判定・博士学位授与の判定
3月	博士後期課程修了 学位記授与		

工学部(入学者選抜→学科配属)から大学院進学の流れ



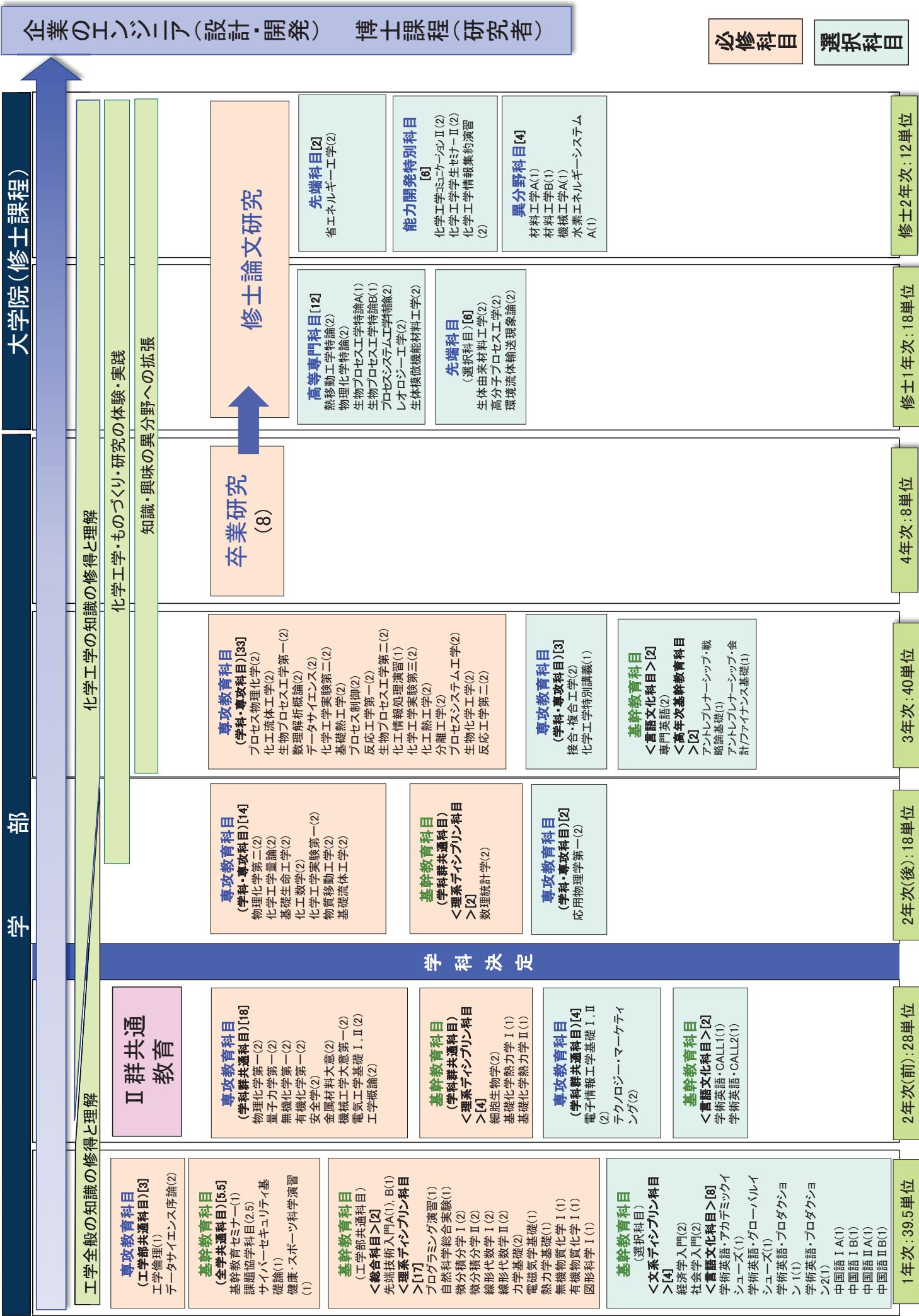
* 1年次の工学部共通教育の欄に()で記載の科目名は、各学科群が指定する基幹教育必修科目。VI群の学生は2年次に履修。

修モテル

Ⅱ群→化学工学科→化学工学専攻

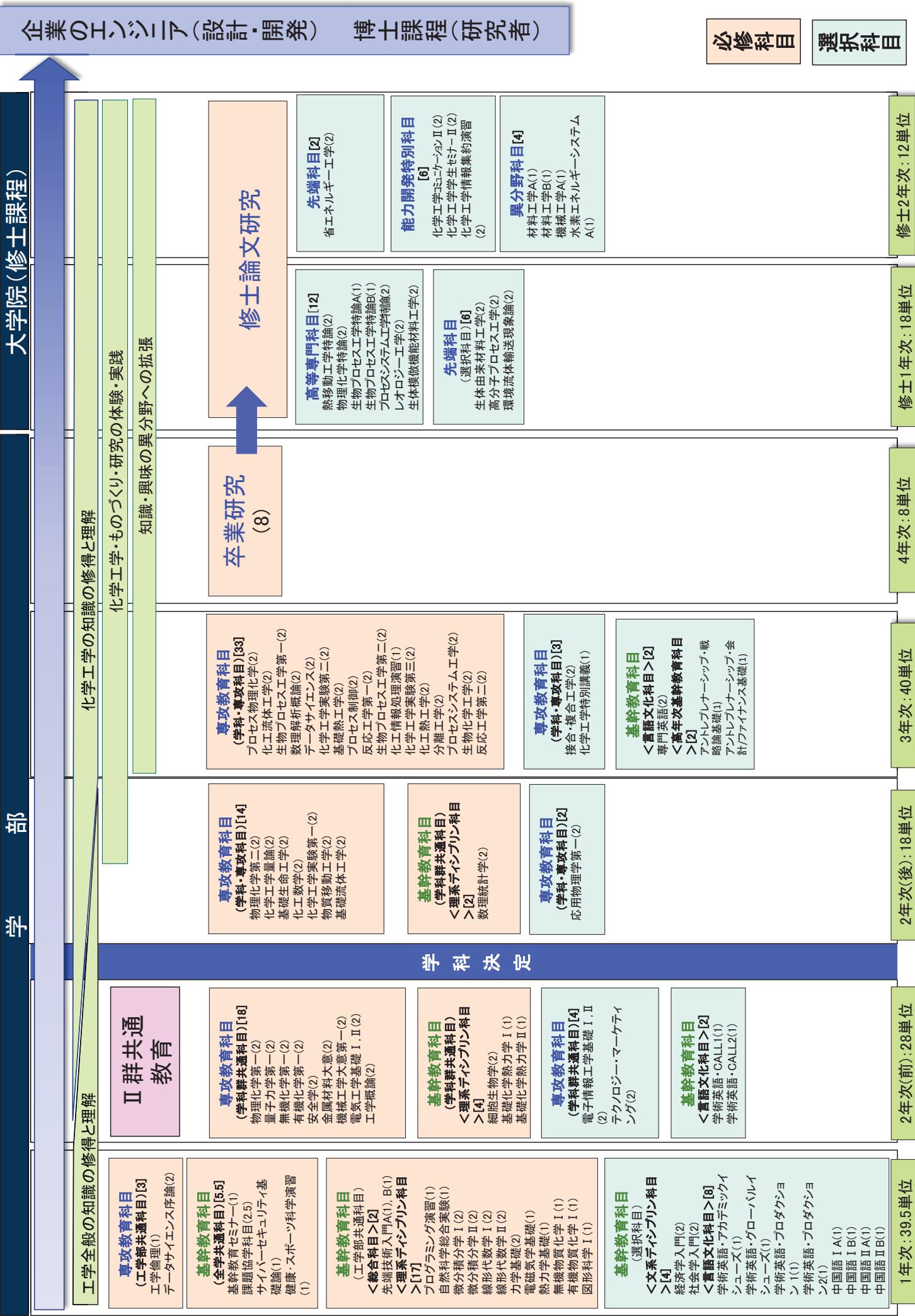
部学

大學院（修士課程）



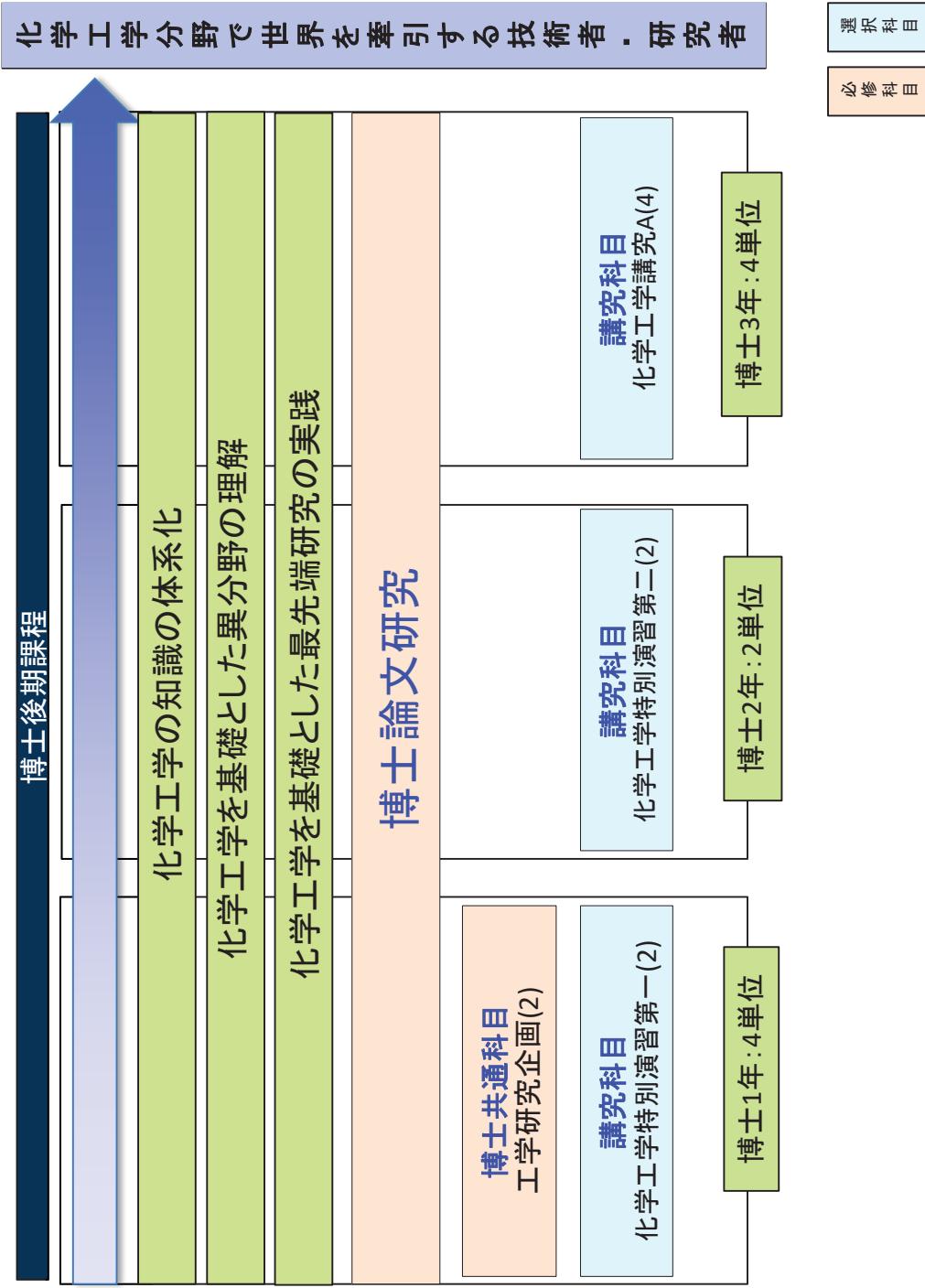
履修モデル

VI群 → II群 → 化学工学科 → 化学工学専攻



履修モデル

化学工学専攻 博士後期課程



九州大学人を対象とする医学系研究に関する規程

平成26年度九大規程第112号

制定：平成27年 3月30日

最終改正：平成29年 5月30日

(平成29年度九大規程第14号)

(趣旨)

第1条 九州大学（以下「本学」という。）において実施する人を対象とする医学系研究（以下「医学系研究」という。）に関する取扱いは、関係法令、人を対象とする医学系研究に関する倫理指針（平成26年文部科学省・厚生労働省告示第3号。以下「指針」という。）その他別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、指針において定めるところによる。

(総長の責務及び権限等の委任)

第3条 総長は、本学における医学系研究の実施に関する最終的な責任を有する。

2 総長は、医学系研究の円滑かつ機動的な実施のため、指針に定める「研究機関の長」の権限及び事務について、次に掲げる事項を除き、当該医学系研究を実施する部局の長（九州大学病院の患者を対象とする医学系研究にあっては、病院長）（以下「部局長」という。）に委任するものとする。ただし、総長が自らその権限及び事務を行うことを妨げない。

- (1) 指針第6の2の(6)
- (2) 指針第6の3の(4)
- (3) 指針第14及び15
- (4) 指針第16の2の(1)から(5)、(8)及び(9)

(部局長の責務)

第4条 部局長は、当該部局における医学系研究の実施に関する統括的な責任を有し、実施を許可した研究が適正に実施されるよう監督しなければならない。

2 部局長は、研究の実施に携わる関係者に、研究対象者の生命、健康及び人権を尊重して研究を実施することを周知徹底しなければならない。

3 部局長は、実施している又は過去に実施した医学系研究について、指針に適合していないことを知った場合には、速やかに倫理審査委員会（以下「委員会」という。）の意見を聴き、必要な対応を行うとともに、不適合の程度が重大であるときは、その対応の状況・結果を総長に報告しなければならない。

4 部局長は、侵襲（軽微な侵襲を除く。）を伴う研究であって介入を行うものの実施において予測できない重篤な有害事象が発生し、当該研究との直接の因果関係が否定できない場合には、速やかにその対応の状況・結果を総長に報告しなければならない。

(研究者等の責務)

第5条 医学系研究を実施しようとする場合には、その業務を統括する者として、研究責任者を定めなければならない。

2 研究責任者は、医学系研究の実施に当たり、あらかじめ研究計画書を作成し、部局長の許可を得なければならない。研究計画書を変更しようとする場合も同様とする。

3 研究責任者は、指針及びこの規程に基づき、医学系研究を統括し、研究者等に必要な指導を行う等医学系研究の適正な管理に当たらなければならぬ。

(倫理審査委員会)

第6条 部局長は、医学系研究実施の可否等を審査するため、その諮問機関として、委員会を設置しなければならない。ただし、当該部局において委員会を設置することが困難な場合には、他の部局に設置された委員会をもってこれに代えることができる。

2 委員会は、部局長が合同で設置することができる。

3 部局長は、委員会を設置した場合、速やかに総長へ報告するとともに、指針で定めるところ

により倫理審査委員会報告システム（以下、「システム」という。）で公表しなければならない。

- 4 委員会は、学際的かつ多元的な視点から、様々な立場からの委員によって、公正かつ中立的な審査を行えるよう、適切に構成され、かつ、運営されなければならない。
- 5 部局長が必要と認める場合には、第1項の規定にかかわらず、指針第11の4の(1)に基づいて設置された学外の倫理審査委員会に審査を依頼することができる。
- 6 委員会は、他の研究機関が実施する医学系研究について審査を行うことができる。
- 7 部局長は、指針で定めるところにより、委員会の開催状況及び審査の概要についてシステムで公表した場合は、速やかに公表事項を総長に報告するものとする。

（個人情報の保護及び権限等の委任）

第7条 総長は、指針第14及び第15に定める個人情報の保護に関する措置についての権限及び事務を九州大学個人情報管理規程（平成16年度九大規程第160号。以下「個人情報管理規程」という。）に規定する個人情報保護管理者に委任するものとする。

- 2 前項の規定により委任を受けた者は、指針及び個人情報管理規程に基づき、その取り扱う個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 第1項の規定により委任を受けた者は、指針に基づき、死者について特定の個人を識別することができる情報についても前項と同様、適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

（保有個人情報の開示等に係る請求の取扱い）

第8条 総長は、研究対象者等から、保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等に係る請求があった場合は、指針及び九州大学個人情報開示等取扱規程（平成16年度九大規程第161号）に基づき取り扱うものとする。

（指針及びこの規程の遵守）

第9条 医学系研究に従事するすべての者は、指針及びこの規程を遵守しなければならない。

（雑則）

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、部局長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。
- 2 九州大学臨床研究に関する規程（平成20年度九大規程第128号）及び九州大学疫学研究に関する規程（平成21年度九大規程第96号）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際現に廃止前の九州大学臨床研究に関する規程又は九州大学疫学研究に関する規程により実施中の医学系研究については、指針において定められた範囲において、なお従前の例によることができる。

附 則（平成29年度九大規程第14号）

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

九州大学遺伝子治療等臨床研究に関する規程

平成27年度九大規程第39号

制 定：平成27年10月30日

最終改正：平成29年 5月30日

(平成29年度九大規程第18号)

(趣旨)

第1条 九州大学（以下「本学」という。）において実施する遺伝子治療等臨床研究に関する取扱いは、関係法令、遺伝子治療等臨床研究に関する指針（平成27年厚生労働省告示第344号。以下「指針」という。）その他別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、指針において定めるところによる。

(総長の責務及び権限等の委任)

第3条 総長は、本学における遺伝子治療等臨床研究の実施に関する最終的な責任を有する。

2 総長は、遺伝子治療等臨床研究の円滑かつ機動的な実施のため、指針に定める「研究機関の長」の権限及び事務について、次に掲げる事項を除き、当該遺伝子治療等臨床研究を実施する部局の長（九州大学病院の患者を対象とする遺伝子治療等臨床研究にあっては、病院長）（以下「部局長」という。）に委任するものとする。ただし、総長が自らその権限及び事務を行うことを妨げない。

- (1) 指針第十六の二の6
- (2) 指針第十六の三の4
- (3) 指針第二十七及び二十八
- (4) 指針第二十九の二の1から5、8及び9

(部局長の責務)

第4条 部局長は、当該部局における遺伝子治療等臨床研究の実施に関する統括的な責任を有し、実施を許可した研究が適正に実施されるよう監督しなければならない。

2 部局長は、研究者に、被験者の生命、健康及び人権を尊重して研究を実施することを周知徹底しなければならない。

3 部局長は、指針第十六の四の3、4及び三十一の四の3に基づき厚生労働大臣へ報告する場合、当該報告の内容について、総長にも報告しなければならない。

(研究責任者の責務)

第5条 遺伝子治療等臨床研究を実施しようとする場合には、その業務を統括する者として、研究責任者を定めなければならない。

2 研究責任者は、遺伝子治療等臨床研究の実施に当たり、あらかじめ研究計画書を作成し、部局長の許可を得なければならない。研究計画書を変更しようとする場合も同様とする。

3 研究責任者は、指針及びこの規程に基づき、遺伝子治療等臨床研究を統括し、研究者に必要な指導を行う等遺伝子治療等臨床研究の適正な管理に当たらなければならない。

(倫理審査委員会)

第6条 部局長は、遺伝子治療等臨床研究実施の可否等を審査するため、その諮問機関として、委員会を設置しなければならない。ただし、当該部局において委員会を設置することが困難な場合には、他の部局に設置された委員会をもってこれに代えることができる。

2 委員会は、部局長が合同で設置することができる。

3 部局長は、委員会を設置した場合、速やかに総長へ報告するとともに、指針で定めるところにより倫理審査委員会報告システム（以下「システム」という。）で公表しなければならない。

4 委員会は、学際的かつ多元的な視点から、様々な立場からの委員によって、公正かつ中立的な審査を行えるよう、適切に構成され、かつ、運営されなければならない。

5 部局長が必要と認める場合には、第1項の規定にかかわらず、指針第二十一の四の1に基づ

いて設置された学外の倫理審査委員会に審査を依頼することができる。

- 6 委員会は、他の研究機関が実施する遺伝子治療等臨床研究について審査を行うことができる。
- 7 部局長は、指針で定めるところにより、委員会の開催状況及び審査の概要についてシステムで公表した場合は、速やかに公表事項を総長に報告するものとする。

(個人情報の保護及び権限等の委任)

第7条 総長は、指針第二十七及び第二十八に定める個人情報の保護に関する措置についての権限及び事務を九州大学個人情報管理規程（平成16年度九大規程第160号。以下「個人情報管理規程」という。）に規定する個人情報保護管理者に委任するものとする。

- 2 前項の規定により委任を受けた者は、指針及び個人情報管理規程に基づき、その取り扱う個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
- 3 第1項の規定により委任を受けた者は、指針に基づき、死者について特定の個人を識別することができる情報についても前項と同様、適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(保有個人情報の開示等に係る請求の取扱い)

第8条 総長は、本人等から、保有する個人情報の開示、訂正及び利用停止等に係る請求があつた場合は、指針及び九州大学個人情報開示等取扱規程（平成16年度九大規程第161号）に基づき取り扱うものとする。

(指針及びこの規程の遵守)

第9条 遺伝子治療等臨床研究に従事するすべての者は、指針及びこの規程を遵守しなければならない。

(雑則)

第10条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、部局長が別に定める。

附 則

- 1 この規程は、平成27年11月1日から施行し、平成27年10月1日から適用する。
- 2 九州大学遺伝子治療臨床研究に関する規程（平成21年度九大規程第95号）は、廃止する。
- 3 この規程の施行の際現に廃止前の九州大学遺伝子治療臨床研究に関する規程等の規定によつてした手続その他行為であって、この規程に相当の規定があるものについては、当該規程に基づき手続等を行ったものとみなす。

附 則（平成29年度九大規程第18号）

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

九州大学ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する規程

平成16年度九大規程第162号
制 定：平成17年 3月31日
最終改正：平成29年 5月30日
(平成29年度九大規程第15号)

(趣旨)

第1条 九州大学（以下「本学」という。）において実施するヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する取扱いは、関係法令、ヒトゲノム・遺伝子解析研究に関する倫理指針（平成25年文部科学省・厚生労働省・経済産業省告示第1号。以下「指針」という。）その他別に定めのあるもののほか、この規程の定めるところによる。

(定義)

第2条 この規程における用語の意義は、指針において定めるところによる。

(基本理念)

第3条 本学におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施に当たっては、次に掲げる事項を基本理念とする。

- (1) 人間の尊厳を尊重すること。
- (2) 提供者等に対し事前に十分な説明を行い、自由意思による同意（インフォームド・コンセント）を受けること。
- (3) 個人情報の保護を徹底すること。
- (4) 人類の知的基盤、健康及び福祉に貢献する社会的に有益な研究を実施すること。
- (5) 個人の人権の保障が科学的又は社会的利益に対し優先すること。
- (6) 指針に基づき研究計画を作成し、これを遵守すること、並びに独立の立場に立った倫理審査委員会による事前の審査及び承認により研究の適正を確保すること。
- (7) 研究の実施状況に対する第三者による実地調査及び研究結果の公表を通じ、研究の透明性を確保すること。
- (8) 研究に関する啓発活動等により、一般市民及び社会の理解を増進させること。

(総長の責務及び権限等の委任)

第4条 総長は、本学におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施に関する最終的な責任を有し、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の円滑かつ機動的な実施のため、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施に関する権限及び事務を別表のとおりヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施する部局の長（以下「部局長」という。）に委任するものとする。

(部局長の責務)

第5条 部局長は、当該部局におけるヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施に関する統括的な責任を有し、研究責任者及び研究担当者が研究計画に従って適正に研究を実施するよう監督しなければならない。

2 部局長は、提供者等の人権を最大限保障すべきこと及び指針、研究計画等を遵守すべきことについて、研究者等に対し周知徹底を図らなければならない。

(倫理審査委員会)

第6条 部局長は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究実施の可否等を審査するため、その諮問機関として、倫理審査委員会（以下「委員会」という。）を設置しなければならない。ただし、当該部局において委員会を設置することが困難な場合には、他の部局に設置された委員会をもってこれに代えることができる。

2 委員会は、第4条に規定する部局長が合同で設置することができる。

3 委員会は、独立の立場に立って、学際的かつ多元的な視点から、様々な立場からの委員によって、公正かつ中立的な審査を行えるよう、適切に構成し運営されなければならない。

(個人情報の保護)

第7条 部局長は、九州大学個人情報管理規程（平成16年度九大規程第160号）に基づき、その取り扱う個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。

- 2 部局長は、指針に基づき、死者に対する個人情報及び匿名化された情報（特定の個人を識別することができないものに限る。）の適切な管理のために必要な措置を講じなければならない。
(研究責任者)

第8条 ヒトゲノム・遺伝子解析研究を実施しようとする場合には、その業務を統括する者として、研究責任者を定めなければならない。

- 2 研究責任者は、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の実施に当たり、あらかじめ研究計画書を作成し、部局長の許可を得なければならない。研究計画書を変更しようとする場合も同様である。
3 研究責任者は、研究計画の立案及び実施に際しては、指針及びこの規程を遵守し、ヒトゲノム・遺伝子解析研究の適正な管理及び監督に当たらなければならない。

(遺伝情報の開示)

第9条 研究責任者は、個々の提供者の遺伝情報が明らかとなるヒトゲノム・遺伝子解析研究に関して、提供者が自らの遺伝情報の開示を希望している場合には、原則として開示しなければならない。

- 2 研究責任者は、個々の提供者の遺伝情報が明らかとなるヒトゲノム・遺伝子解析研究に関して、提供者が自らの遺伝情報の開示を希望していない場合には、開示してはならない。
3 研究責任者は、提供者の同意がない場合には、提供者の遺伝情報を、提供者以外の人に対し、原則として開示してはならない。

(研究担当者)

第10条 ヒトゲノム・遺伝子解析研究に従事するすべての者は、指針及びこの規程を遵守するとともに、研究責任者の指示に従わなければならない。

(雑則)

第11条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施に関し必要な事項は、部局長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成20年度九大規程第129号）

この規程は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第10号）

この規程は、平成25年5月24日から施行する。

附 則（平成25年度九大規程第50号）

この規程は、平成25年11月8日から施行する。

附 則（平成26年度九大規程第2号）

この規程は、平成26年5月12日から施行する。

附 則（平成28年度九大規程第138号）

この規程は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成29年度九大規程第15号）

この規程は、平成29年5月30日から施行する。

別表

部　局	部局長
医学研究院	医学研究院長
歯学研究院	歯学研究院長
薬学研究院	薬学研究院長
工学研究院	工学研究院長
芸術工学研究院	芸術工学研究院長
農学研究院	農学研究院長
基幹教育院	基幹教育院長
九州大学病院	九州大学病院長
生体防御医学研究所	生体防御医学研究所長
先導物質化学研究所	先導物質化学研究所長

国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程

平成21年度九大就規第14号
施行：平成21年12月1日
最終改正：平成28年11月30日
(平成28年度九大就規第19号)

国立大学法人九州大学研究不正防止規程(平成18年度九大就規第10号)の全部を改正する。
(目的)

第1条 この規程は、国立大学法人九州大学(以下「本学」という。)における研究者の研究活動上の責務、研究倫理教育の実施、不正行為の防止、不正行為に関する申立て等への対応、不正行為が行われた場合の措置その他必要な事項を定めることにより、本学における適正な研究活動を推進することを目的とする。

(定義)

第2条 この規程において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 研究者 次に掲げる者をいう。

イ 教員、学生その他の本学において研究に従事する者

ロ 本学において研究指導を受ける者

ハ 本学の施設設備を利用する者

ニ イからハまでに掲げる者であった者

(2) 不正行為 次に掲げる研究活動上の行為(故意によるものではないことが根拠をもって明らかにされたものを除く。)をいう。

イ 捏 造 存在しないデータ、研究結果等を作成すること。

ロ 改ざん 研究資料・機器・過程を変更する操作を行い、データ、研究活動によって得られた結果等を真正でないものに加工すること。

ハ 盗 用 他者のアイディア、分析・解析方法、データ、研究結果、論文又は用語を、当該者の了解又は適切な表示なく流用すること。

ニ その他 虚偽の記述等又はイ、ロ若しくはハに準ずる行為

ホ 上記の行為の証拠隠滅又は立証妨害をすること。

(3) 競争的資金等 文部科学省又は文部科学省が所管する独立行政法人から配分される競争的資金を中心とした公募型の研究資金をいう。

(4) 研究機関 競争的資金等、国立大学法人及び文部科学省所管の独立行政法人に対する運営費交付金、私学助成等の基盤的経費その他の文部科学省の予算の配分又は措置により、所属する研究者が研究活動を行っている全ての機関をいう。

(5) 配分機関 研究機関に対して、競争的資金等の配分をする機関をいう。

(研究者の責務)

第3条 研究者は、本学が定めた研究者のための行動基準(以下「行動基準」という。)、この規程及び関係法令等に従い、適正な研究活動を行わなければならない。

2 研究者は、研究データを一定期間保存し、必要な場合に開示しなければならない。

3 保存又は開示する研究データの内容、保存期間、保存方法及び開示方法等については、データの性質や研究分野の特性を踏まえ、総長が別に定める。

(研究責任者及び監督者の責務)

第4条 研究代表者として研究を総括する立場にある者(以下「研究責任者」という。)及び研究者を監督する地位にある者(以下「監督者」という。)は、行動基準、この規程及び関係法令等に従い、適正な研究活動を保持し、不正行為が起こらない健全な研究環境の形成に努めなければならない。

(総長の責務)

第5条 総長は、研究者、研究責任者、監督者及び第7条に規定する研究倫理教育責任者に対し、

行動基準、この規程及び関係法令等の周知徹底を図るとともに、適正な研究活動を行うための必要な措置を講ずるものとする。

(研究担当理事の責務)

第6条 研究担当理事は、本学における不正行為の防止及び不正行為があった場合の措置等について統括する。

- 2 研究担当理事が旅行、疾病その他事故等により、その職務を行うことができないときは、総長は、その期間中、その職務を代行させるため、理事のうちから代理者を指名するものとする。
- 3 研究担当理事は、行動基準に基づき、研究倫理教育その他具体的な対策を策定するとともに、その実施状況を確認し総長に報告するものとする。

(研究倫理教育責任者)

第7条 不正行為を事前に防止し、適正な研究活動を推進するため、研究者に求められる倫理規範を修得等させるための教育（以下「研究倫理教育」という。）を実施する責任者として、各部局に研究倫理教育責任者を置き、各部局の長をもって充てる。

- 2 研究倫理教育責任者は、研究担当理事の指示に基づき、当該部局における研究活動に関わる全ての研究者に対し、定期的に研究倫理教育を行わなければならない。
- 3 各部局に、研究倫理教育責任者を補佐するため、研究倫理教育副責任者を複数人置くことができる。
- 4 研究倫理教育の内容、実施方法等については、研究担当理事が別に定める。

(窓口の設置)

第8条 不正行為に関する申立て若しくは相談又は学会等からの指摘（以下「申立て等」という。）に対応するため、研究不正申立窓口（以下「申立窓口」という。）を事務局、部局事務部及びカーボンニュートラル・エネルギー国際研究所に置き、申立窓口の名称、場所、連絡先、受付の方法等を学内外に公表するものとする。

- 2 申立窓口の職員は、申立て等の事案が自己との利害関係を持つものである場合、当該事案に関与してはならない。

(申立ての方法)

第9条 申立ては、原則として当該申立てを行う者（以下「申立者」という。）の氏名を明らかにした上で、次に掲げる事項を明示した書面等により行わなければならない。

- (1) 不正行為を行った疑いがある研究者（以下「被申立者」という。）の氏名
- (2) 不正行為の態様及び事案の内容
- (3) 不正行為とする科学的・合理的な理由
- 2 匿名による申立てがあった場合は、申立て内容に応じ、前項の申立てがあつたとみなすことができる。
- 3 第1項及び第2項により申立てがあつた事案が、本学が調査を行うべき研究機関に該当しない場合、調査すべき研究機関又は配分機関に当該申立てを回付することができる。また、本学以外の研究機関又は配分機関から回付された申立ては、第1項の申立てがあつたとみなすことができる。
- 4 申立窓口が受け付けたか否かを申立者が知り得ない方法による申立てがなされた場合は、当該申立者（匿名の申立者を除く。ただし、調査結果が出る前に申立者の氏名が判明した後は顕名による申立者として取り扱う。）に、申立てを受け付けたことを通知するものとする。
- 5 申立ての意思を明示しない相談を受けた申立窓口はその内容を確認又は精査し、相当の理由があると認めた場合は、相談した者に対して申立ての意思があるかを確認するものとする。
- 6 不正行為が行われようとしている又は不正行為を求められているという内容の申立て又は相談を受け付けた申立窓口はその内容を確認又は精査し、研究担当理事に報告するものとする。研究担当理事は、相当の理由があると認めた場合は、被申立者に警告を行うことができる。
- 7 申立窓口の責任者は、研究担当理事に申立て内容について報告（以下「申立報告」という。）

を行うものとする。

- 8 研究担当理事は、申立報告を受けて、申立内容の合理性及び調査可能性等について調査を行う必要がないと認める場合には、その理由を付して、申立者又は指摘を行った研究機関等にその旨を通知するものとする。
- 9 研究担当理事は、前項の通知を行ったときは、総長及び九州大学適正な研究活動推進委員会（以下「委員会」という。）に報告するものとする。
(申立者及び被申立者の取扱い)

第10条 申立てを受け付けるときは、個室での面談、電話、電子メール等を申立窓口の担当職員以外は見聞できないように、適切な方法により、申立内容及び申立者の秘密を守るための方策を講じなければならない。

- 2 申立窓口に寄せられた申立者、被申立者、申立内容及び調査内容は、調査結果の公表まで、申立者及び被申立者の意に反して調査関係者以外に漏らしてはいけない。
- 3 調査に当たっては、申立者が了承した場合を除き、不正行為に対応する委員会の委員以外の者や被申立者に申立者が特定されないように配慮しなければならない。
- 4 公表するまでに申し立てされた事案が漏えいした場合、申立者及び被申立者の了解を得て、当該事案について公に説明することができる。ただし、申立者又は被申立者の責により漏えいした場合は、この限りでない。
- 5 本学は、悪意（被申立者を陥れるため、又は被申立者が行う研究を妨害するためなど、専ら被申立者に何らかの損害を与えること及び被申立者が所属する研究機関に不利益を与えることを目的とする意思。以下同じ。）に基づく申立てであることが判明しない限り、単に申立てしたものを持って、申立者に対し、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。
- 6 本学は、相当な理由なしに、単に申立てがなされたことのみをもって、被申立者の研究活動を部分的又は全面的に制限したり、解雇、降格、減給その他不利益な取扱いを行わない。
(申立ての受付によらないものの取扱い)

第11条 第9条第5項による申立ての意思を明示しない相談について、申立ての意思表示がなされない場合においても、本学の判断により当該相談の調査を行うことができる。

- 2 学会等の科学コミュニティや報道により不正行為の疑いが指摘された場合は、第9条第1項の申立てがあつたとみなすことができる。
- 3 本学に所属する研究者が不正行為の疑いをインターネット上に掲載されている（不正行為を行ったとする研究者・グループ、不正行為の態様等、研究不正の内容が明示され、かつ、不正とする科学的な合理性のある理由が示されている場合に限る。）場合は、第9条第1項の申立てがあつたとみなすことができる。

(予備調査)

第12条 研究担当理事は、申立報告を受けて、申立内容の合理性及び調査可能性等について調査を行う必要があると認める場合には、適正な研究活動推進委員会委員長（以下「委員長」という。）に対し、必要な調査（以下「予備調査」という。）の実施及び適切な対応を指示するものとする。

- 2 予備調査は、委員会の委員のうち委員長が指名する委員が行うものとする。
- 3 委員長は、予備調査のため必要と認める場合は、前項の委員以外の者を加えることができる。
- 4 予備調査は、申立内容の合理性及び調査可能性等について調査するものとする。
- 5 予備調査は、原則として申立受理日又は第9条第2項、第11条第1項、第2項及び第3項により申立てがあつたとみなした日から原則30日以内に終了するものとする。
- 6 委員長は、予備調査の結果を速やかに研究担当理事に報告するものとする。

(不正行為が明らかな場合等の取扱い)

第12条の2 前条の規定にかかわらず、研究担当理事は、申立報告の内容について不正行為の事実が明らか又は不正行為の蓋然性が極めて高いと認める場合は、予備調査を経ずに、次条に

規定する本格的な調査を実施することができるものとする。

(本調査の要否の決定)

第13条 研究担当理事は、申立報告又は第12条第6項の予備調査の報告を受けて、本格的な調査（以下「本調査」という。）が必要か否かについて速やかに決定するものとする。

- 2 研究担当理事は、本調査を行う必要がないと認める場合には、総長及び委員会に報告するとともに、理由を付して申立者に通知するものとする。この場合、予備調査に係る資料等を保存し、当該事案に係る配分機関等及び申立者の求めに応じ開示するものとする。
- 3 研究担当理事は、第12条第6項の予備調査の結果の報告を受けて、本調査を行う必要があると認める場合は、委員長に対し、必要な調査の実施を指示するものとする。
- 4 研究担当理事は、前項により本調査の実施を決定した場合は、申立者、被申立者及び被申立者の所属する部局等の長に通知するとともに、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。被申立者が本学以外の研究機関に所属している場合は、当該研究機関にも通知するものとする。

(調査部会)

第14条 委員長は、本調査を実施し対策を検討するため、委員会の下に研究不正調査部会（以下「調査部会」という。）を置くものとする。

- 2 調査部会は、次に掲げる委員をもって組織する。ただし、調査対象となる事案について、特別な事情があると委員長が認める場合には、この限りでない。
 - (1) 委員会委員である理事、副学長又は副理事のうち総長が指名する者
 - (2) 関連する部局等の長のうち委員長が指名する者
 - (3) 委員会の委員のうち委員長が指名する者
 - (4) 調査対象となる事案の研究分野の学内外の研究者
 - (5) 弁護士等の学外の有識者
 - (6) その他委員長が必要と認めた者
- 3 前項第5号の委員の数は、調査部会の委員の半数以上でなければならない。
- 4 調査部会の全ての委員は、調査を公正に行うため、調査対象となる事案の申立者及び被申立者と直接の利害関係を有しない者でなければならない。
- 5 部会長は、第2項第1号の委員をもって充てる。ただし、委員長が特別な事情があると認める場合は、第2項第3号の委員をもって充てることができるものとする。

(本調査)

第15条 委員長は、調査部会を設置したときは、委員の氏名及び所属を申立者及び被申立者に通知するものとする。

- 2 申立者及び被申立者は、委員について異議がある場合は、前項の通知を受け取った日の翌日から1週間以内に理由を添えて委員長に異議申立てをすることができる。
- 3 委員長は、前項の異議が妥当なものと判断した場合は、当該異議に係る委員を交代するものとし、その旨を申立者及び被申立者に通知するものとする。

4 本調査は、当該調査の実施を決定した日から原則30日以内に開始するものとする。

第16条 本調査においては、調査対象となる事案に係る研究活動に関する論文や実験・観察ノート、生データ等の各種資料の精査、関係者からの聴取などにより必要な調査を行うものとする。

- 2 委員長は、調査部会からの意見を受け、必要と認める場合は次の措置をとることができる。
 - (1) 調査対象となる研究活動の一時停止
 - (2) 調査対象となる事案に関連する機器、実験記録・資料等の保全
 - (3) その他委員長が必要と認めた措置
- 3 本調査においては、被申立者に対し、弁明の機会を与えなければならない。ただし、申立者が悪意に基づく申立てを行った疑いがあると調査部会が認める場合には、申立者に対しても、

弁明の機会を与えなければならない。

- 4 研究者は、自身の研究活動に係る不正行為が申し立てられた場合であって、当該不正行為の疑惑を晴らそうとする場合には、自己の責任において、当該研究活動の適正等を科学的根拠を示して説明しなければならない。
- 5 不正行為が行われた可能性を調査するために、調査部会が再実験等により再現性を示すことを被申立者に求める場合又は被申立者自らの意思によりそれを申し出て調査部会がその必要性を認める場合には、合理的に必要と判断される範囲内において、当該再実験等に要する期間及び機会を与えるものとする。この場合においては、調査部会の指導・監督の下に行うものとする。
- 6 当該事案に係る配分機関等からの求めがあった場合、本調査の終了前であっても、調査の中間報告を当該配分機関等に提出するものとする。
- 7 本調査は、本調査開始後、原則 150 日以内に終了するものとし、調査結果について、委員会に報告するものとする。

(証拠の保全)

- 第17条 研究担当理事は、申立て等が他機関において行われた研究活動に係る事案である場合、当該機関に対し、申立て等がなされた事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全するよう依頼するものとする。
- 2 研究担当理事は、他機関において申立て等がなされた事案が本学において行われた研究活動である場合、当該他機関からの依頼に応じ、申立て等がなされた事案に係る研究活動に関して、証拠となるような資料等を保全する措置をとるものとする。

(認定等)

- 第18条 委員会は、調査部会による本調査の結果を受けた日から 30 日以内に不正行為等が行われたか否かを認定しなければならない。ただし、調査の過程において、第16条第4項の再実験を行うなど調査に時間を要した場合は、この限りではない。
- 2 前項の認定は、調査により得られた物的・科学的証拠、関係者の証言、被申立者の自認等の諸証拠を総合的に判断して行わなければならない。
 - 3 委員会は、不正行為が行われたと認定した場合は、その内容、不正行為に関与した者とその関与の度合、不正行為と認定された研究活動に係る論文等の各著者の当該論文等及び当該研究活動における役割等その他必要な事項について認定するものとする。
 - 4 委員会は、不正行為が行われなかつたと認定した場合には、第16条第2項の措置を速やかに解除しなければならない。
 - 5 委員会は、不正行為が行われなかつたと認定した場合であつて、調査部会の調査の過程で申立てが悪意に基づくものであると判明した場合は、併せてその旨の認定を行うものとする。
 - 6 委員長は、認定結果を取りまとめ、研究担当理事に報告するものとする。
 - 7 研究担当理事は、認定結果を確認の上、総長に報告する。
 - 8 総長は、認定結果を申立て者、被申立て者（被申立て者以外で不正行為に関与したと認定された者を含む。以下同じ。）及び被申立て者の所属する部局等の長に通知するものとする。被申立て者が本学以外の研究機関に所属している場合は、当該研究機関にも通知するものとする。
 - 9 総長は、認定結果を当該事案の配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
 - 10 総長は、必要と認める場合には、認定結果を調査対象に係る研究の関連論文掲載機関及び関連教育研究機関等に通知するものとする。
 - 11 総長は、不正行為が行われなかつたと認定された場合は、被申立て者の教育研究活動の正常化及び名譽回復のために、十分な措置をとるものとする。

(不服申立て)

- 第19条 不正行為を行つたと認定された被申立て者又は悪意に基づく申立てを行つたと認定された申立て者は、当該認定に関して不服があるときは、認定に係る通知を受け取った日の翌日から

30日以内に書面をもって不服申立てをすることができるものとする。ただし、不服申立てが行える期日内であっても、同一理由による不服申立てを繰り返すことはできない。

- 2 不服申立てが行われた場合は、研究担当理事が、委員長に対し、再調査の要否に係る審査を指示するものとする。
- 3 研究担当理事は、不服申立ての趣旨が、新たに専門性を要する判断が必要と判断した場合は、委員会の委員の交代若しくは追加、又は委員会に代えて他の者に審査をさせるものとする。
- 4 研究担当理事は、不服申立てが行われた場合は、申立者（第18条第5項による認定の場合は、被申立者。以下同じ。）及び被申立者（第18条第5項による認定の場合は、申立者。以下同じ。）の所属する部局等の長に通知するとともに、当該事案に係る配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
- 5 委員長は、不服申立ての趣旨、理由等を勘案し、再調査を行う必要があると判断したときは、委員会は速やかに再調査を開始するものとする。
- 6 委員会は、当該再調査を速やかに解決するために、不服申立てを行った者等に協力を要請するものとする。
- 7 前項の協力要請にもかかわらず、不服申立てを行った者からの協力を得られないときは、委員会は、再調査を打ち切ることができる。
- 8 委員長は、不服申立ての趣旨が委員会又は調査部会の構成等に関する場合で、その理由が妥当なものと判断したときは、委員の交代等を行うものとする。
- 9 不服申立てが行われた場合で、再調査を行う必要がないと委員長が判断したときは、研究担当理事及び総長に報告するものとする。
- 10 総長は、再調査を行わない理由を付して、不服申立てを行った者及びその所属する部局等の長に通知するとともに、当該事案の配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。不服申立てを行った者が認定に伴う各措置の先送りを主な目的とすると委員会が判断するときは、以後の不服申立てを受け付けないことができる。

（不服申立てに係る再調査）

- 第20条 委員長は、不服申立てがあった場合で、再調査を行う必要があると判断したときは、研究担当理事及び総長に報告するものとする。
- 2 総長は、再調査を行うことについて、不服申立てを行った者及びその所属する部局等の長に通知するとともに、当該事案の配分機関等及び文部科学省に報告するものとする。
 - 3 委員長は、再調査が開始された日から原則50日以内（第18条第5項による認定の場合は原則30日以内）に不服申立てに係る認定の全部又は一部を取り消すか否かを決定しなければならない。
 - 4 委員長は、認定結果を取りまとめ、研究担当理事に報告するものとする。
 - 5 研究担当理事は、認定結果を確認の上、総長に報告するものとする。
 - 6 総長は、認定結果を申立者、被申立者及び被申立者の所属する部局等の長に通知するとともに、当該事案の配分機関等及び文部科学省に通知するものとする。
 - 7 総長は、必要と認める場合は、認定結果を調査対象に係る研究の関連論文掲載機関及び関連教育研究機関等に通知するものとする。

（公表）

- 第21条 不正行為等に関する公表は、総長が行うものとする。
- 2 不正行為が行われたと認定した場合は、調査結果を速やかに公表するものとする。
 - 3 公表する調査結果の内容は、不正行為を行った研究者の氏名、不正行為の内容その他の必要な事項とする。
 - 4 前項に掲げる公表する調査結果の内容のうち、合理的な理由のため公表を控える必要があると認めた場合はこの限りでない。
- 第22条 不正行為が行われなかつたと認定した場合は、原則として、当該認定に係る公表は行

わない。ただし、認定前に当該事案が外部に漏洩していた場合又は論文等に故意によるものではない誤りがあった場合は、不正行為が行われなかつたことその他の必要な事項を公表するものとする。

2 申立てが悪意に基づき行われたと認定した場合は、原則として、当該申立者の氏名その他の必要な事項を公表するものとする。

(調査への協力)

第23条 申立者、被申立者その他の関係者は、調査に対し、誠実に協力しなければならない。

(秘密保持)

第24条 申立窓口担当者、委員会の委員その他の関係者は、その職務上知り得た情報を他に漏らしてはならない。

(不正行為等に対する措置)

第25条 不正行為が行われたと認定した場合又は申立てが悪意に基づき行われたと認定した場合で、処分又は研究環境の改善を行うことが必要であると認められたときは、総長は、必要な措置を講ずるものとする。

2 不正行為への関与が認定された者及び関与まではしていないが不正行為が認定された論文等の内容について責任を負うと認定された者に対し、総長は、不正行為と認定された論文等の取り下げを勧告するものとする。

附 則

この規程は、平成21年12月1日から施行する。

附 則（平成22年度九大就規第14号）

この規程は、平成22年12月1日から施行する。

附 則（平成26年度九大就規第23号）

1 この規程は、平成27年4月1日から施行する。

2 この規程の施行前になされた研究不正の申立ての取扱いについては、なお従前の例による。ただし、この規程の施行の際にこの規程による改正前の国立大学法人九州大学研究不正への対応に関する規程に規定されていた九州大学研究不正防止委員会及び研究不正調査委員会の業務は、それぞれ、この規程による改正後の国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程に規定される九州大学適正な研究活動推進委員会及び研究不正調査部会が承継するものとする。

附 則（平成27年度九大就規第8号）

この規程は、平成27年12月1日から施行する。

附 則（平成28年度九大就規第19号）

この規程は、平成28年12月1日から施行する。

研究倫理教育の実施に関する要項

実施：平成27年4月1日
最終改正：平成31年1月18日

1 趣旨

この要項は、国立大学法人九州大学の適正な研究活動に関する規程（平成21年度九大就規第14号。以下「適正な研究活動規程」という。）第7条第4項に基づき、本学の研究倫理教育の内容及び実施方法等について必要な事項を定めるものとする。

2 研究倫理教育

（1）研究者を対象とした研究倫理教育

- ① 研究に従事する研究者等に対し、全学的に共通の教材による研究倫理教育（以下「研究者共通教育」という。）を実施する。
- ② 各部局において、研究分野等の特性に応じた研究倫理教育（以下「分野別教育」という。）を実施する。

（2）学生を対象とした研究倫理教育

- ① 学部学生には、学年等に応じた必要な研究倫理教育を実施する。
- ② 大学院生には、学年等に応じた必要な研究倫理教育を実施するとともに、研究者共通教育を実施する。

3 研究者共通教育

（1）受講対象者

- ① 受講義務者 受講を必須とし、受講管理が必要な者。
 - ア 教員（特定有期教員等を含む。）
 - イ 研究推進職
 - ウ 技術職員・医療職員のうち研究活動を行う者
 - エ 学術研究員
 - オ 研究補助者（テクニカルスタッフ、研究補助者として雇用する学生、技術補佐員等）
 - カ ア、ウ及びエ以外の身分で、本学において科学研究費助成事業へ申請する者
 - キ 日本学術研究振興会特別研究員のうちSPD、PD、RPD及び外国人特別研究員の身分の者
 - ク 大学院生
 - ケ その他、研究担当理事又は研究倫理教育責任者が必要と認める者

- ② 受講推奨者 受講を推奨するが、受講管理の必要のない者。
- ア 共同研究等により本学において一定期間研究活動を行う学外者
 - イ 学部学生（特に研究室配属後の学部学生）
 - ウ 不正行為に係る申立窓口責任者
 - エ 研究支援関係部署の事務職員
 - オ その他、研究担当理事又は研究倫理教育責任者が必要と認める者

（2）教育内容等

- ① 教育内容は、研究者等に求められる倫理規範を十分に修得させるものであり、かつ、研究分野によらない共通のものとする。
- ② 教材は、一般財団法人公正研究推進協会（APRIN）（以下「APRIN」という）が作成している「責任ある研究行為ダイジェスト」を使用する。ただし、今後、文部科学省の通知等を踏まえ、必要に応じ見直す。

（3）受講方法等

- ① 受講対象者は、APRIN の e-learning システム（eAPRIN）により受講する。
- ② 受講義務者は、当該教材を受講後にテストを実施し、一定の点数を超えた場合に受講を修了したとみなす。一定の点数は、当分の間 80 点以上とする。
- ③ 受講義務者は、受講を修了した場合、同システムから発行される受講修了証を所属部局の研究倫理教育責任者に提出する。
- ④ 各部局の研究倫理教育責任者は、受講義務者から提出された受講修了証に基づき受講管理を行うものとし、受講状況を定期的に研究担当理事に報告する。

（4）受講時期

- ① 受講義務者は、原則 3 年度ごとに受講する。教材等の見直しを行った場合や文部科学省等からの通知等により、受講時期を変更する場合がある。ただし、平成 27 年度については、受講義務者は全員受講するものとする。
- ② 年度途中で採用された教員や昇任した教員等については、着任及び昇任後速やかに受講する。ただし、昇任した教員で昇任した年度に既に受講した者は受講を免除できる。

（5）他機関からの採用者等に係る研究倫理教育の取扱いについて

本学採用前に在籍していた研究機関等（以下「研究機関等」という。）において、以下の研究倫理教育を採用年度を含め 3 年度以内に受講した者については、本学における研究者共通教育を受けたこととみなす。

ただし、決定に当たっては、教材から出力される受講修了証又は研究機関等が発行する受講証明書を提出させ確認するものとする。

また、当該採用者についての次の受講年度は、修了証等に記載の受講年度後3年度目とする。

(対象教材等)

① eAPRIN の次の教材

ア「責任ある研究行為ダイジェスト」

イ「責任ある研究行為：基盤編」の基本コースである次の単元を全て受講した場合

- ・責任ある研究行為について・研究における不正行為
- ・データの扱い
- ・オーサーシップ
- ・盗用
- ・公的研究資金の取り扱い

② 「科学の健全な発展のためにー誠実な科学者の心得ー」（日本学術振興会テキスト）

本教材については、研究機関等が教材として導入していること、かつ、受講後の理解度を測るテスト等の結果をもって研究機関等が受講を証明できることを条件とする。

4 分野別教育

- (1) 研究倫理教育責任者は、研究者共通教育に加え、当該部局の研究分野の特性に応じた教育を実施する。受講対象者、教育内容、実施方法等については、各部局で決定する。
- (2) 研究倫理教育責任者は、部局において実施した分野別教育について、定期的に研究担当理事に報告する。

5 学生を対象とした研究倫理教育

学生を対象とした研究倫理教育の実施等については、この要項に定めるものほか、教育担当理事が必要に応じて別途定める。

6 実施

この要項は、平成27年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成28年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成29年4月1日から実施する。

附 記

この要項は、平成31年1月18日から実施する。

